

行政常任委員会

令和 3 年 3 月 1 7 日（水）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

建設課所管の議案第 1 6 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の説明をお願いいたします。

○内山建設課長 それでは、議案第 1 6 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について御説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。通知します。

予算書の 1 4、1 5 ページをお願いします。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費国庫補助金につきましては、補正前の額 6, 0 2 3 万 4, 0 0 0 円に対しまして、補正額 1, 2 0 2 万円を減額し 4, 8 2 1 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

内容は、1 節道路橋梁費補助金 1, 0 3 9 万 5, 0 0 0 円の減額で、これは、社会資本整備総合交付金として当初 1, 0 3 9 万 5, 0 0 0 円を計上しておりましたが、梶賀第一トンネルの修繕工事に係る交付金が減額となったためでございます。

次に、2 節住宅費補助金 1 6 2 万 5, 0 0 0 円の減額です。

内訳は、住宅・建築物耐震改修等事業補助金の 7 4 万 5, 0 0 0 円の減額で、当初計画より木造住宅耐震診断の申込みが少なかったためでございます。

次に、避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金 8 8 万円の減額は、県が指定しています第一次緊急輸送道路沿道にある昭和 5 6 年以前の建築物に耐震診断に係る費用を補助するもので、申込みがなかったための減額でございます。

補正予算書の 1 6、1 7 ページを御覧ください。

1 5 款県支出金、2 項県補助金、5 目土木費県補助金につきましては、補正前の額 1, 9 5 3 万 4, 0 0 0 円に対しまして、補正額 1, 2 6 7 万円を減額し 6 8 6 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

内容は、1 節土木費補助金の 1, 2 6 7 万円の減額です。

内訳は、三重県木造住宅耐震補強補助金 4 2 万 2, 0 0 0 円の減額で、これも国

庫補助金と同様で、申込みが少なかったためでございます。

地籍調査補助金、これは、県からの補助金が530万2,000円と確定したため1,158万8,000円の減額となりました。

補正予算書の18、19ページを御覧ください。

最上段にあります三重県避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金は、国庫補助金と同様で、申込みがなかったための66万円の減額でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。通知します。

補正予算書の52、53ページを御覧ください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましても、補正前の額5,344万5,000円に対しまして、補正額が1,531万6,000円減額し3,812万9,000円とするものであります。財源内訳は、国県支出金が1,158万8,000円の減額、一般財源が372万8,000円の減額です。

内容は、12節委託料1,531万6,000円の減額で、これは、地籍調査事業の県の補助金の額の確定に伴い地籍調査業務委託料を減額するものでございます。

次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費につきましても、起債対象事業費の変更に伴う財源更正でございます。

補正予算書の54、55ページを御覧ください。

2目道路維持費につきましても、補正前の額9,214万3,000円に対しまして、補正額が1,800万減額し7,414万3,000円とするものであります。財源内訳は、国県支出金が1,039万5,000円の減額、地方債が450万円の減額、一般財源も310万5,000円の減額でございます。

内容につきましても、道路維持費の1,800万円の減額で、これは社会資本整備総合交付金事業、梶賀第一トンネル修繕工事において国からの交付金が減額になったために12節委託料の150万円と14節工事請負費の1,650万円を減額するものでございます。

3目道路新設改良費につきましても、起債対象事業費の変更に伴う財源更正でございます。

3項河川費、2目砂防費につきましても、補正前の額1,290万円に対しまして、補正額570万円を増額し1,860万円とするものであります。財源内訳は、地方債が700万円の増額、一般財源130万円の減額でございます。

内容につきましても、18節の負担金、補助及び交付金の570万円の増額です。これは、事業主体である県において、今回、国の第3次補正の確保を行っていただ

いた結果、当初事業費の1億2,700万円から5,600万円を増額した1億8,300万円となり、それに対しての本市の負担金合計額が1,860万円となったため、今回、570万円を増額するものでございます。対象地区としては、坂場地区の急傾斜地崩壊対策事業でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、補正前の額2,144万8,000円に対しまして、補正額192万1,000円を減額し1,952万7,000円とするものでございます。財源内訳は、一般財源の192万1,000円の減額でございます。

内容につきましては、12節委託料192万1,000円の減額です。これは、都市計画マスタープラン見直し業務の入札の減額でございます。

補正予算書の56、57ページを御覧ください。

6項住宅費、1目住宅管理費につきましては、補正前の額3,190万8,000円対しまして、補正額368万8,000円を減額し2,822万円とするものでございます。財源内訳は、国県支出金270万7,000円の減額、一般財源98万1,000円の減額です。

内容につきましては、住宅管理一般事務費368万8,000円の減額でございます。

内訳は、12節の委託料、住宅・建築物耐震診断業務委託料148万8,000円の減額で、当初計画よりも木造住宅耐震診断の申込みが少なかったためでございます。

18節の負担金、補助及び交付金の避難路沿道建築物耐震診断補助金220万円の減額で、歳入でも説明させていただいたとおり、県が指定しております第一次緊急輸送路沿道にある昭和56年以前の建築物に耐震診断に係る費用を補助するものでございますが、申込みがなかったためでございます。

それでは、資料を通知させていただきます。資料の1ページをお願いします。

先ほど急傾斜地の570万円の増額について説明をさせていただいたところなんですけれども、これが、すみません……。ちょっと前後しますけれども、資料のほうを見ていただきたいんですけれども、2番の砂防整備交付金事業、坂場4地区8,000万円、この事業費が増額になりまして、これによる負担金の増額、570万円の増額となっております。

通知します。

補正予算書の6ページをお願いします。

第2表繰越明許補正でございます。

まず、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、上岡第一陸橋外2橋維持修繕事業の繰越しにつきましては、工事の入札差金やJRとの跨線橋に係る協定内容の工事費などが当初より安価となったために事業量が増加し、今年度中に事業が完成を見込めなくなったため、また、早期に事業を完成させる必要があるために833万8,000円を令和3年度に繰り越して事業を早期に完成させ、効果の発現を図りたいと考えております。

次に、3項河川費、事業名、急傾斜地崩壊対策事業の繰越しにつきましては、事業主体である県において、今回、国の第3次補正予算の確保をいただいた結果、事業量が増えたために、今年度中に事業の完成が見込めなくなり、負担金1,050万円を令和3年度に繰り越すものでございます。

なお、事業実施地区としましては、宮ノ上地区と坂場地区でございます。

それでは、資料を再度もう一回通知させていただきます。

もう一度、すみません、資料の1ページをお願いします。

これは、令和2年度に三重県急傾斜地崩壊対策事業の尾鷲市に係る事業の内容でございます。

まず、1番が砂防整備交付金事業、宮ノ上地区で、令和2年度の総事業費が1億円、それに対してのうちの負担金が1,000万円でございます。

二つ目の砂防は、同様の事業の坂場4地区が事業費8,000万円で尾鷲市の負担金が800万円で、合計、砂防整備交付金事業の事業費が1億8,000万円で、それに対して尾鷲市の負担金が1,800万円となっております。

それから、三つ目の県単急傾斜地崩壊対策事業、これは九鬼2地区なんですけれども、これは、事業費が300万円で尾鷲市の負担金が60万円ということで、全体の総事業費としては1億8,300万円で尾鷲市の負担金が1,860万円となります。そのうち、令和2年度の執行分としては、全体事業費が7,800万円を執行し、うちの負担金は810万円となります。残りが繰越しの分になりまして、全体事業費が1億500万円で、そのうちの1,050万円、これが負担金としての繰越しの額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、御審議よろしくお願いたします。

○南委員長 補正予算の説明は以上でございます。

○濱中委員 通知します。

住宅管理一般事務費の中の避難路沿道建築物耐震診断補助金の件なんですけれども、これは、対象になる建物が何件ぐらいあるのかは市のほうで把握されていますか。

○上村建設課主幹兼係長 対象となっているのは、高さ関係と道路幅の関係から。
(「何、何て」と呼ぶ者あり)

○上村建設課主幹兼係長 建物の高さで道路の幅の関係から、6件ございます。

○濱中委員 それは、その対象物となっている持ち主の方も御確認いただいていますか。

○上村建設課主幹兼係長 毎年、所有者の方等、普及啓発として三重県さんと一緒に普及啓発に回っていますので、御存じだと思います。

○濱中委員 じゃ、もう一件です。通知しますね。

55ページの道路維持費のちょっと説明のことでお伺いしたいんですけれども、これが減額になったという中の説明に国県支出金が減額になったのでということだったんですけれども、それでよろしいですか。その減額となった理由を聞きたいのと、減額になったことでその工事が完了したのか、それとも、ただ安くなったということなのか、ちょっと分かりにくかったので、お願いします。

○内山建設課長 当初、この梶賀第一トンネルも併せ、長寿命化修繕計画というのがございまして、それは橋梁とトンネルを合わせた中での事業計画を立てております。その中で橋梁のほうの補助金としてはついてきたんですけれども、この梶賀トンネルのほうについてはつかなかったというふうなことでございます。それで減額させていただきました。

ただ、梶賀トンネルについては、減額つかなかった分については新年度予算のほうでまた再度計上させていただいておりますので、それが少なくなったというのではなしに、その分が皆減されましたということ。

○濱中委員 そうしましたら、その工事としては最初の計画どおり来年度からもして、完了するというふうに理解すればいいですか。

○内山建設課長 来年度計画、ちょっと遅れたんですけれども、来年度、計画を進めていきます。

○南委員長 他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 補正予算の審査は終わりたいと思います。

続きまして、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の説明をお願いいたします。

○内山建設課長　それでは、議案第11号の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書及び予算説明書に基づき建設に係る予算について説明させていただきます。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。通知します。

予算書の24、25ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料につきましては、本年度予算額2,152万4,000円で、前年度予算額2,119万1,000円に対しまして33万3,000円の増額です。

主な内容としましては、2節道路橋梁使用料で、道路等占用料の733万7,000円と、3節河川使用料として河川や井溝敷の使用料の64万4,000円、5節住宅使用料の1,351万円については、内訳として現年度分が1,270万1,000円と過年度分が80万9,000円などがございます。

予算書の26、27ページを御覧ください。

2項手数料、4目土木手数料につきましては、証明関係手数料として、本年度予算額1,000円を、前年度予算額と同額でございます。

予算書の30、31ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金につきましては、本年度予算額4,938万8,000円で、前年度予算額6,023万4,000円に対しまして1,084万6,000円の減額でございます。

内容としましては、1節道路橋梁費補助金4,735万5,000円で、これは、道路橋梁やトンネルなどの長寿命化修繕に係る社会資本整備総合交付金、防災安全交付金でございます。

次に、2節住宅費補助金203万3,000円で、内容としましては、住宅・建築物耐震改修等の事業費の補助金でございます。

予算書の34、35ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金につきましては、本年度予算額1,565万5,000円で、前年度予算額1,953万4,000円に対しまして387万9,000円の減額でございます。

内容としましては、1節土木費補助金の1,565万5,000円で、内訳としまして、建築基準法施行事務取扱市町村交付金2万5,000円、三重県木造住宅耐震補強補助金159万6,000円、地籍調査補助金1,403万4,000円でご

ざいます。

予算書の36、37ページを御覧ください。

3項委託金、3目土木費委託金につきましては、本年度予算額486万4,000円で、前年度予算額と同額でございます。

内容としましては、1節の港湾費委託金486万4,000円で、内訳として、賀田港三木里港港湾統計調査委託金6万4,000円、尾鷲港港湾施設清掃業務委託金が180万円、尾鷲市海岸清掃業務委託金が300万円でございます。

予算書の42、43ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入につきましては、2節総務費雑入のうち建設課分は説明欄の下段にございます水道管理設に伴う舗装復旧金10万円と、予算書の44、45ページをお願いします、コピー使用料建設課分の1,000円でございます。

6節土木費雑入7万円につきましては、三重県社会基盤整備協会からの旅費負担金の1,000円と、防犯カメラ電気代として、公営防犯カメラの施設設置事業者から使用料として6万9,000円を計上しております。

続きまして、歳出を説明させていただきます。通知します。

予算書の190、191ページを御覧ください。

4款衛生費、4項下水道費、1目下水道整備費につきましては、本年度予算額359万4,000円で、前年度予算額225万円に対しまして134万4,000円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源130万円、一般財源が229万4,000円でございます。

内容は、下水道整備事業359万4,000円で、内訳としまして、10節需用費135万円で、これは、市内各所の下水路の修繕料でございます。

11節役務費90万円で、これは、市内下水路修繕等に係る土砂の取り除き等に係るなどの手数料でございます。

12節委託料134万4,000円につきましては、中川、光ヶ丘、倉ノ谷の下水路の調査業務の委託料でございます。

通知します。

予算書の234、235ページを御覧ください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、本年度予算額5,085万2,000円で、前年度予算額5,649万1,000円に対しまして563万9,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金1,403万4,000円、

その他特定財源が3,000円、一般財源が3,681万5,000円でございます。

内容は、土木総務一般事務費の517万円で、内訳としまして、1節の報酬2万7,000円で、これは、尾鷲港濁水問題協議会学識経験者の委員報酬でございます。

予算書236、237ページを御覧ください。

8節の旅費36万6,000円で、これは、普通旅費などがございます。

10節需用費76万5,000円で、消耗品費と建設課が管理しております公用車の燃料費及び公用車の車検に伴う修繕料でございます。

11節役務費33万7,000円で、主なものとしまして、登記手数料の20万円などがございます。

12節委託料20万円は、境界確定に係る測量・設計業務委託料でございます。

13節の使用料及び賃借料110万2,000円で、これは、複合機使用料と土木積算システム借上料84万5,000円でございます。

18節の負担金、補助及び交付金233万5,000円で、主なものとしましては、紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会会費の28万円、三重県社会基盤整備協会の会費の96万5,000円と一般国道42号熊野尾鷲道路Ⅱ期開通式典の実行委員会負担金として90万円などがございます。

26節公課費3万8,000円で、建設課公用車の自動車の重量税でございます。

予算書の238、239ページをお願いします。

次、内容は、地籍調査事業で、1,879万2,000円でございます。

内訳としましては、8節の旅費15万円で、これは、連絡調整会議や研修などへの旅費でございます。

10節需用費3万円は、事務消耗品費です。

役務費1万円は、関係者、地権者への通信運搬費でございます。

12節委託料1,852万2,000円は、地籍を調査するための委託料でございます。

18節の負担金、補助及び交付金8万円は、関係する協議会の負担金でございます。

詳細につきましては、山中補佐より説明させていただきます。

○山中建設課長補佐兼係長　それでは、地籍調査事業につきまして説明をさせていただきます。資料のほうを通知させていただきます。

今、お送りさせていただきました図面のほうが、来年度調査を予定しております、

まず、天満地区のうちの大字生草7万平方メートルになります。この地区につきましては、立会い済みの箇所の範囲内において地籍図根多角点細部測量を実施する予定となっております。

続きまして、次のページ、6ページをお願いいたします。

こちらのほうが曾根地区になります。曾根地区の1、30万平方メートル、曾根地区2の47万平方メートルになります。

この地区につきましては、地籍測定、地籍簿案の作成を行うとともに、閲覧、訂正作業を進める予定となっております。

説明は以上となります。

○内山建設課長 それじゃ、通知します。予算書の238、239ページを御覧ください。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費につきましては、本年度予算額1,892万8,000円で、前年度予算額5,713万6,000円に対しまして3,820万8,000円の減額でございます。財源内訳は、その他特定財源373万8,000円と一般財源が1,519万円でございます。

予算書240、241ページを御覧ください。

内容は、道路橋梁管理費の373万8,000円でございます。

内訳としまして、10節の需用費113万5,000円で、これは、街路灯やトンネル照明等に係る光熱水費65万円と、地下道防犯システムに係る修繕料の48万5,000円でございます。

12節委託料236万5,000円については、道路法の規定に基づく道路台帳更新業務の委託料でございます。

13節使用料及び賃借料23万8,000円は、国道42号横断地下道の防犯カメラの回線使用料でございます。

2目道路維持費につきましては、本年度予算額1億1,220万円で、前年度予算額9,214万3,000円に対しまして2,005万7,000円の増額です。財源内訳は、国県支出金が4,735万5,000円、地方債が3,450万円、その他特定財源が1,369万9,000円と、一般財源が1,664万6,000円となっております。

内容は、道路維持費の1億1,220万円で、内訳としまして、まず、10節の需要費920万円で、消耗品費と市内各所の道路修繕費でございます。

11節役務費800万円は、道路除草道路清掃作業の手数料で300万円と、J

R線の線路閉鎖作業手数料の500万円でございます。

12節の900万円につきましては、JRをまたぐ跨線橋3橋と、北浦橋、大瀧二橋の5橋の修繕工事に伴う積算業務委託料700万円と、梶賀第一トンネルの修繕工事に伴う積算業務委託料200万円でございます。

14節工事請負費8,600万円の内訳は、宮ノ上地区や泉地区などの市内各所の舗装工事1,800万円と、JRをまたぐ跨線橋5橋の修繕工事4,800万円、それと、梶賀第一トンネル修繕工事2,000万円でございます。

詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 通知いたします。資料の7ページから9ページを御覧ください。

今回、工事を行う跨線橋3橋と橋梁2橋、あと、梶賀第一トンネルの位置図と工事内容をつけさせていただきました。

説明は以上となります。

○内山建設課長 通知します。予算書の240、241ページを御覧ください。

続きまして、道路新設改良費を説明させていただきます。

本年度予算額4,300万円で、前年度予算額5,800万円に対しまして1,500万円の減額でございます。財源内訳は、地方債2,970万円、その他特定財源1,000万円、一般財源が330万円でございます。

内容は、市道改良事業4,300万円で、内容につきましては、まず、10節需用費1,300万円、これは、市内各所の道路の修繕でございます。

14節工事請負費3,000万円につきましては、林町地内ほか市内各所の道路の改良工事でございます。

予算書の242、243ページを御覧ください。

3項河川費、1目河川総務費につきましては、本年度予算額1,023万円で、前年度予算額773万円に対しまして250万円の増額でございます。財源内訳は、地方債が250万円、その他特定財源が64万4,000円、一般財源が708万6,000円でございます。

内容は、河川改良事業1,023万円です。

内訳としまして、まず、10節需用費270万円で、これは、市内各所の河川の修繕料でございます。

11節役務費250万円で、これは、河川の土砂撤去などに係る手数料や除草作業に係る手数料でございます。

14節工事請負費500万円で、これは、九鬼町の川上川と向井地区の黒の川の工事請負費でございます。

18節負担金、補助及び交付金、これは、全国海岸協会会費の負担金でございます。

続きまして、2目砂防費につきましては、本年度予算額2,200万円で、前年度予算額1,290万円に対しまして910万の増額でございます。財源内訳は、地方債2,050万円と一般財源150万円です。

内容は、砂防事業で、内訳としまして、18節負担金、補助及び交付金の2,200万円で、これは、宮ノ上や坂場地区で県が実施します急傾斜地崩壊対策事業に関する地元負担金でございます。

詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 通知いたします。資料の10ページから14ページを御覧ください。

令和3年度に予定されている三重県急傾斜事業の一覧となります。上段部分の表が交付金事業、下段部分の表が県単独事業であり、それぞれ実施箇所や事業内容を記載しております。

交付金事業として①宮ノ上地区、②坂場4地区、県単事業として、③九鬼2地区、④梶賀北1地区の計4か所を予定しており、合計1億8,500万円の事業費となります。尾鷲市の負担金として、2,200万円となっております。

資料の次ページからは、予定箇所の位置図をつけさせていただいております。

説明は以上となります。

○内山建設課長 予算書の242、243ページを御覧ください。

4項港湾費、1目港湾管理費につきましては、本年度予算額1,210万5,000円で、前年度予算額1,191万6,000円に対しまして18万9,000円の増額です。財源内訳、国県支出金486万4,000円と、その他特定財源6万6,000円、一般財源が717万5,000円です。

内容は、港湾管理一般事務費32万2,000円です。

内訳につきましては、10節の需用費20万5,000円、これは、港湾施設の修繕料です。

11節役務費9,000円は、通信運搬費などです。

18節負担金、補助及び交付金10万8,000円は、港湾都市協議会分担金と尾鷲港運営協議会会費でございます。

予算書の244、245ページを御覧ください。

次に、港湾整備維持修繕費1,178万3,000円でございます。

内訳としまして、10節の需用費200万1,000円は、これの主なものとして光熱水費の166万円で、これは、港湾施設の電気料と水道料金でございます。

11節役務費303万円は、各港湾6件の公衆便所の浄化槽の保守点検手数料と法定検査手数料でございます。

12節委託料615万2,000円につきましては、主なものとして、尾鷲港港湾施設清掃業務委託料が180万円、尾鷲市海岸清掃業務委託料300万円などでございます。

18節負担金、補助及び交付金60万円、尾鷲港湾海岸施設維持補修費の負担金でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、本年度予算額718万5,000円で、前年度予算額2,100万に対しまして1,381万5,000円の減額でございます。財源内訳は、全て一般財源です。

予算書の246、247ページを御覧ください。

内容は、都市計画一般事務費68万5,000円で、内訳としまして、1節報酬31万1,000円で、これは、都市計画審議会委員報酬でございます。

8節旅費10万7,000円は、普通旅費と都市計画審議会委員さんへの費用弁償でございます。

10節需用費22万7,000円は、消耗品費と都市計画道路の花壇の夏期肥料代でございます。

11節の役務費1万2,000円は、通信運搬費でございます。

18節の負担金、補助及び交付金2万8,000円は、都市計画協会への負担金でございます。

次に、2目街路事業につきましては、本年度予算額5,230万3,000円で、前年度予算額4,568万4,000円に対しまして661万9,000円の増額でございます。財源内訳としまして、その他特定財源1,000万と一般財源が4,230万3,000円でございます。

予算書の248、249ページを御覧ください。

内容は、一般街路整備事業の4,669万3,000円で、内訳としまして、10節需用費の302万6,000円、これは、修繕料の300万円で、街路灯などの

街路施設の修繕料でございます。

1 1 節 役務費 5 0 万円で、これは、都市計画道路の樹木の剪定に係る手数料でございます。

1 4 節の工事請負費 1, 3 0 0 万円につきましては、尾鷲港新田線の舗装改良工事でございます。

1 8 節 負担金、補助及び交付金 3, 0 1 6 万 7, 0 0 0 円につきましては、尾鷲港新田線整備事業に係る地元負担金でございます。負担金の内容につきましては、建物補償とか詳細設計費などでございます。

詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 通知いたします。資料の 1 5 ページを御覧ください。

赤丸部分が今回工事を行う箇所でございます。国道 4 2 号線交差点から光ヶ丘に向かう箇所の車道と歩道の舗装の打ち替え工事を予定しております。

説明は以上となります。

○内山建設課長 通知します。

予算書の 2 4 8、2 4 9 ページをお願いします。

3 目の公園費につきましては、本年度予算額 1, 5 1 2 万 9, 0 0 0 円で、前年度予算額 7 8 8 万 8, 0 0 0 円に対しまして 7 2 4 万 1, 0 0 0 円の増額です。財源内訳は、国県支出金が 6 0 7 万 6, 0 0 0 円、その他特定財源が 4, 0 0 0 円、一般財源が 9 0 4 万 9, 0 0 0 円です。

内容は、都市公園事業 1, 5 1 2 万 9, 0 0 0 円でございます。

内訳としまして、まず、1 0 節の需用費 1 1 6 万 8, 0 0 0 円で、主なものとしましては、光熱水費の 3 3 万 8, 0 0 0 円と都市公園の施設の修繕料 8 0 万円などでございます。

1 1 節の役務費 1 4 1 万 5, 0 0 0 円で、主なものとしましては、公園便所の浄化槽の保守点検手数料が 4 8 万 9, 0 0 0 円、都市公園の樹木剪定・除草手数料として 4 0 万円などでございます。

1 2 節 委託料 9 5 7 万 3, 0 0 0 円につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用しまして中村山公園や大曾根公園の立木伐採業務委託料が 6 0 7 万 6, 0 0 0 円、それと、都市公園の遊具の点検手数料が 5 6 万 5, 0 0 0 円、あと、中村山公園他管理委託料が 2 1 7 万 9, 0 0 0 円などでございます。

予算書の 2 5 0、2 5 1 ページをお願いします。

1 4 節 工事請負費 2 9 4 万 1, 0 0 0 円につきましては、中村山公園の遊具の撤

去工事と大曾根公園のテニスコートの補修工事でございます。

15節原材料費は、大曾根公園テニスコートの整備に係る砂代の3万2,000円でございます。

次に、6項住宅費、1目住宅管理費につきましては、本年度予算額2,751万6,000円で、前年度予算額2,557万7,000円に対しまして193万9,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金365万4,000円、その他特定財源959万4,000円、一般財源が1,426万8,000円でございます。

内容は、住宅管理一般事務費が507万3,000円でございます。

内訳としまして、8節の旅費4万8,000円が普通旅費です。

10節需用費11万4,000円、これは、住宅に係る事務消耗品費でございます。

12節委託料165万2,000円につきましては、住宅・建築物耐震診断業務委託料でございます。

予算書の252、253ページを御覧ください。

13節の使用料及び賃借料5万5,000円は、これは、耐震診断用のソフトウェアの使用料です。

18節負担金、補助及び交付金320万4,000円につきましては、木造住宅耐震補強などに係る補助金などでございます。

詳細につきましては、上村主幹より説明させていただきます。

○上村建設課主幹兼係長　それでは、住宅管理一般事務費のうち、12節委託料及び18節補助金の詳細につきまして御説明いたします。

詳細につきまして、資料の通知をいたします。

資料16ページを御覧ください。

補助制度の内容とともに改めて御説明いたします。

1ページ目、住まいの耐震化と題しまして、尾鷲市では大きく三つの制度を設けております。①無料の耐震診断、②耐震補強設計への補助、③耐震補強工事等への補助ということで耐震化を推進しており、大変好評を得ております。また、耐震補強工事のバリエーションとしまして、リフォーム工事への上乗せ補助も引き続き実施するとともに、住宅の耐震化を推進していく中で、大きな意味での防災対策、耐震対策として、既に老朽化して使われなくなった空き家の解体についても柔軟に対応していくことができるよう取り組んでいこうと考えておりまして、来年度は解体

工事に対する補助についても2件分の予算を見込みました。

次のページから、詳細について表しております。

補助額について、国費、県費のほうで若干改正もございましたので、いま一度改めて御説明します。

①耐震診断については、委託料として来年度35件分を予定しております。これについては、引き続き無料で診断を受けていただくことができます。

②耐震補強設計及び③耐震補強工事については、それぞれ2件分を予定しており、耐震補強設計にあつては最大18万円の補助が受けられ、補強工事にあつては最大100万円の補助、それと同時に行う場合のリフォームにあつては、プラス20万円の上乗せとなっています。また、解体工事についても2件分を予定しており、最大20万7,000円の補助となっております。

いずれも、まずは無料耐震診断を受けていただくことがスタートとなっております。来年度についても、住まいの安全性を確保するため、より充実した補助制度によって住宅の耐震化の支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○内山建設課長 通知します。予算書の252、253ページを御覧ください。

公営住宅維持補修費429万5,000円につきましては、内訳としまして、10節需用費の376万4,000円で、主なものとしては、市営住宅の修繕料370万円などがございます。

11節役務費53万1,000円で、主なものとして、通信運搬費の10万6,000円、それと、貯水槽法定点検及び清掃手数料7万1,000円、市営住宅の除草作業手数料25万2,000円などがございます。

通知します。続きまして、予算書の310、311ページをお願いします。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生公共土木施設災害復旧費につきましては、本年度予算額100万円で、前年度予算額と同額でございます。財源内訳は、全て一般財源です。

内容は、公共土木施設復旧費で、工事請負費でございます。

以上で、令和3年度当初予算に係る説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○南委員長 建設課関連の当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○小川委員 一つお聞きします。さっきの資料の16ページのところなんですけ

ど、解体工事にも20万7,000円補助って書いてあります。空き家にも使われるということなんですけど、これ、条件があるんですかね。特定空家に認定されてからとか、耐震受ける必要もないですね、そういうやつ。この条件というのは、どうなんでしょうか、これ。さっき、使えると言いましたけど。

○上村建設課主幹兼係長 条件なんですけど、まず、耐震の一環としまして耐震診断を受けていただき、耐震診断を受けていただいた住宅のうち診断結果がまず悪いものということで、その中で、市内の建て込んでいる地域であればほぼ対象になるということなんですけど、まずは診断を受けていただく必要があるということでございます。

○小川委員 耐震診断ということなんですけれども、多分、解体しようとするところは結構特定空家とかそういうところで、耐震も何もないんじゃないですか、もう。傾いているとか、穴が空いているというのは。

○上村建設課主幹兼係長 おっしゃるとおりなんですけれども、一応三重県の補助条項の中でそういうふうになっておりまして、申し訳ないですが一旦診断を受けていただくこととなっています。すみません。

○小川委員 じゃ、これを使おうとすれば、もう無駄なお金を使って診断を受けよということなんですよね。分かりました。

○上村建設課主幹兼係長 診断自体は無料診断なので、無料で受けていただくことはできます。

○濱中委員 2点、まとめてというかお聞きします。

まず、1点目、237ページ、通知します。

ここの負担金の中にあります期成同盟会への会費の件なんですけれども、紀勢自動車道と熊野尾鷲道路に関しまして、開通したら完成というような気がするんですけども、これが今後どういう予定で、この同盟会を続けていくのかどうかというあたりがどう把握されているのか。

この路線は、暫定2車線なので、まだまだ複線化とかそういったところに向けて事業要望なんかせんなんと思うんですけども、解散をしてしまうのか。そういう傾向があるのならばひ続けて、複線化までのことを頑張っていたきたいということをお願いしたいのと、残っても、例えば、もううちは完成したとって抜けてしまう予定なのか、その辺りの様子が聞きたいのが1点で、もう……。別にしますか。それだけ、先、お答えください。

○内山建設課長 委員さん、言われること、今、この同盟会につきましては、ま

だ今暫定2車線、それで、もしかして将来的に4車線化という部分も含めた中で、まずは幹事会のほうで来年度以降協議をした中で、それに伴って、また、各首長さんらが要望活動していただくような内容になってくると思います。この同盟会につきましては、このまま存続させていくというふうに、つもりで考えております。

○濱中委員　ありがとうございます。ぜひそこは頑張って要望していただきたいと思えます。

あと、もう一点なんですけれども、予算書の238ページ、この道路橋梁費が昨年度比較で3,800万の減額となっておりますね。ちょっと今回、土木建設に関して心配しておりましたのは、今回の委員会の初めの財政課のあたりで聞かせてもらったんですけれども、過疎債が一般会計のほうでどうしても少なくなってしまうというあたりで、去年まで道路改良であるとか道路新設であるとかというところが過疎債が結構お願いしておったところなのかなと思うんですけれども、そういったところで影響しているものなのか、その影響していることがあるとすれば、どの辺りがあるのかちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○内山建設課長　委員さんが言われる道路橋梁総務費のこの3,820万8,000円の減額、これにつきましては、今年度、道路橋梁点検業務が3,100万円ございました。それで、令和3年度はこの業務はございませんので、その部分の減額、主な減額の理由となっております。

それと、過疎債につきましてなんですけれども、令和2年度と令和3年度を比較させていただきますと、約800万円ほどのちょっと減額となっております。

○濱中委員　土木費が少ないということになりますと、やはり災害を見据えた場合、業者をきちんと維持するというそういったことも土木のほうには務めとしてあるのかなという気がするんですけれども、やはり800万円と言っても、何億円の中の800万円ではなくて、本当に道路、常々僅かなお金でいろんなところからの要望を待っていただくような傾向があると思うんですね。そういったところにちょっと響いてくるのかなという心配をしておりますので、やはり安全確保のための道路の補修であるとかってそういったこと、もし足りなくなったときというのはきちんと補正できるのかなと思うんですけど、その辺り、どう考えていますか。

○内山建設課長　いろいろ各皆さん、区長さんなり自治会長なり、いろんな要望が上がってきたり、それから緊急性を要してここが修繕してほしいよというふうな部分も多々ございます。その中で、既決予算内で足らなくなった場合には、これはどないしても緊急性を要しますよ、早いところやっつけていかないとというふうな工

事、現場調査もしました中で、補正なりの対応、補正予算の計上をさせていただいて、また議会のほうで承認も得たいなと思っております。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　すみません、先ほどの小川委員の質問のあった木造住宅の耐震補強と補助金の話なんですけど、危険家屋の場合でこれが対象になるという話でしたけど、耐震診断を無料で受けて、もう解体すると。それは、危険家屋なんやったら、もう耐震って絶対無理やわ、どう見たって。診断を受けて耐震しなさいよと言われて、それで、その所有者の方が、もう解体しますと言ったときに、この20万7,000円って出るということですか。

○上村建設課主幹兼係長　そのとおりでございます。壊すのは。

○奥田委員　そうすると、そういう、これ、非常にありがたいというか、危険家屋の、今、2件分しか予算は上がっていませんよね、これ。何かそういう話を聞いておると、これ、もうちょっとアピールしたら増えそうな気がするんですけど、担当課として2件分でいいんですか、これ、予算。

○内山建設課長　まず、この耐震診断、これは解体するというのは目的じゃないのはまず前提に置いてください。これ、診断をしていただいた中で、昭和56年以前の建築物を耐震診断していただいて、それで危ないようになったときには、設計で補強工事していただくというのがまず大前提の目的でございます。

その中で、耐震診断をした結果、どないしてもやっぱりどのように補強工事してもこれは耐震性を確保するのは難しいなというものに対してのみだけ、工事費の23%で、最大として20万7,000円の補助ということで、私らとしては2件分を今回計上させていただいているんですけども。

○奥田委員　そういうことであると、もうちょっと危険家屋、結構あるじゃないですか。もう今本当は行政代執行を早うしてやってほしいなというところがあるんですけども、結構、僕が見ている。この制度を使って、基本的には、その耐震補強ということやと思うけれども、補強と、でしょうね。でも、これが使えるということで、さっき話聞いて使えるということであれば増えるんじゃないかなという気がするんですけど、どう見えていますか、担当課として。

○下村副市長　結構古い建物でも、その建物が建っておるということで土地の固定資産税が6分の1になっておるということで、なかなかその家屋の固定資産税がもうただ同然ですので、なかなか土地が上がるということで解体がなかなか進んでいないのが現状かなというところもあります。

○奥田委員 固定資産税の関係はあるけどね。

ただ、やっぱり尾鷲市としても、行政としては、やっぱり近所の人にしても、困るやないですか、やっぱり危険家屋。やっぱり大雨降ったりとか、もう風が強いときは、そういう屋根が飛んできたとかいろいろ苦情を聞くやないですか。だから、やっぱり危険家屋というものは、もう早めに、僕、撤去したほうがええと思うもので申し上げたんやけど、もういいですわ。

それと、1点だけ、すみません。236、237ページの、これ、新規やね、一般国道42号熊野尾鷲道路（Ⅱ期）開通式式典等実行委員会負担金90万円ってありますが、これは北と南がつなぐというようなその式典のあれかなと思うんですけど、これは、いつともう決まっているんですか、開通式は。

○内山建設課長 まだ、私ども聞いておりません。夏頃としか聞いておりません。

○三鬼（和）委員 240、241ページの2目道路維持費なんですけど、本年、前年度比で約2,000万ぐらい増額になっておって、その中では道路除草作業手数料なんかも75万ぐらい増えておるんですけど、修繕代同じ中で、線路閉鎖作業手数料が新規で500万あるのと、それから、委託料とか工事請負費がそれぞれ増額になっておるもので、これ、計画的に何か道路でされるというのは決まっておるんですか。

○内山建設課長 橋梁の長寿命化修繕計画というふうなのを以前説明させていただいていると思うんですけども、策定しておりますして、それで計画に基づいて順次橋梁の診断をして、診断の判定で悪い、3判定とか4判定って悪いんですけども、そういうふうな橋梁については修繕を速やかにやっていくということで、今回、JRの上に架かる跨線橋の部分の閉鎖してもらわないかん、その手数料が500万円と、あと、工事請負費が全部で8,600万円ですね……。この跨線橋を含めて、北浦橋と大瀧二橋、これが4,800万円、それと、梶賀第一トンネルが2,000万円、それと、各所市内の舗装工事、これが1,800万円、合計で8,600万円でございます。

○三鬼（和）委員 資料にあったのであれなので、じゃ、上の修繕費の910万円というのと、その工事費の中というんですか、これは計画的なあれが違うので、この費目が違ってくるといことなんですか。修繕代は修繕代で910万円上がっていますもんで、これ、補修とかそんなのかなと思うんですけど、この工事費の中にも道路の修繕が入っておるんですか、橋梁じゃなしに。

○内山建設課長 委員長、すみません。修繕工事といっても、橋梁の老朽化して

いきますもので、その国庫補助事業を活用しまして、国庫補助金を活用しまして、その補修の工事ですので、修繕工事とか補修工事とかという言葉を使わせていただいております。

それで、修繕料につきましては、その市内各所の修繕というふうな、道路維持に努める修繕料というふうにございます。

○三鬼（和）委員　あと、これ、目で行くといと1番に道路橋梁総務費になって、2番は道路維持費になっていたものでちょっと聞いてんけど、これは、科目はこれでいいんやな。道路費の中で橋梁もやられるということやな、工事に関しては。

○内山建設課長　すみません、そのとおりでございます。

○南委員長　他にございませんか。

○楠委員　それでは一個ずつ答えてもらえばと思うんですけど、まず、43ページの一番下、水道管理設に伴う舗装復旧金10万円となっていますけど、これ、復旧金というのは何のことか説明してもらえますか。

○内山建設課長　個人の方が水道管を埋設するときに、本管から自分の宅地へのところに引くときに、市道の部分の舗装を改良することが必要になってきますので、それに対するお金を10万円計上させていただいております。

○楠委員　ということは、水道事業者が、工事、埋設、取り出し埋設とかやったときに、その復旧する立会いとかも込みで、その復旧費をもらうということですか。範囲が決まりますよね、舗装してあれば。掘ったところだけというわけじゃなくて、影響範囲も全部舗装しますよね。

○岡田建設課係長　すみません、水道部さんは水道部さんで本管から引き込むときの管の施工に対しては水道部さんが立ち会ってします。それから、その水道管の上に碎石とか、あと、舗装をするときに水道業者さんが自分の手前でしますもので、それであれば、まだちょっと締め固めが不備があるんじゃないかということで、後追いでうちがちゃんと舗装を行うということで、締め固めてちゃんとあの道路の形態に復旧するというで行っています。

○楠委員　次に、237ページの登記手数料というのがあるんですけど、新しく何か土地を買ったのか、それとも、何か今まで何もやっていないことの登記が出たのか、その辺ちょっと。

○山中建設課長補佐兼係長　この登記手数料につきましては、水路とか市道への寄附が出てきたときにうちのほうで暫定的に登記をするということで、予備的に予算のほうを計上させていただいております。

○楠委員 分かりました。

次に、239ページの地籍の調査なんですけど、曾根地区は県道を拡幅する関係というのは一応前にも聞いたんですけど、今後、災害対策を含めたときに、いわゆる密集している市街地のほうの地籍を優先したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、県のほうの基本的な考え方はどうなっていますか。

○山中建設課長補佐兼係長 現在、地籍調査で開けさせていただきます天満地区、曾根地区に関しては、おっしゃるとおり県道の絡みでやっています。一応うちのほうとしましても今後を考えますと、旧町内のほうをやっていきたいなというのはあるんですけども、それにつきましては、輪内地区等も含めて要望等もありますので、その点につきましては県さんとも協議をしながら事業を進めていきたいなというふうに考えております。

○楠委員 次に、241ページで道路台帳の更新業務委託料ってあるんですけど、これ、当然更新しなきゃいけない、もう当たり前の話で分かるんですけど、どういう台帳の管理をしているのか。デジタル化しているのかどうか、その辺のちょっと確認。

○山中建設課長補佐兼係長 今、うちのほうがしているのは紙ベースでいただいております。これは毎年1回、この時期に業者さんのほうへデータとか資料をお渡しして更新のほうをしていただいております。それを、翌年度の地方交付税の算定基準として反映をしております。

○楠委員 もう今後のことを考えますと、多分、座標を持っているかどうか分からないんですけど、もうそろそろデジタル化しておかないと、紙ベースの作業って、すごい面倒くさいんですよ、正直言って。デジタル化しておけば、座標を落とすだけですぐ作業が終わるということを考えて、新年度の予算を今つけろという話じゃなくて、次年度、次年度あたりでデジタル化に移行したほうが基礎的な管理はしやすいと思うんですけど、その分、手間が減ると思うので、その辺どうですかね。

○山中建設課長補佐兼係長 デジタル化というのは当然うちもしていきたいんですけども、これに伴う費用というのが結構大幅にかかってくるということもいただいておりますので、この辺りの費用のほうも、委員さんおっしゃられるように来年度は無理なんですけど、再来年度に向けて業者さんのほうともちょっといろいろ相談に乗ってもらいながら考えていきたいなというふうに考えます。

○内山建設課長 すみません、ちょっと補足させていただきます。

今、補佐言われたように、このデジタル化というのは必要だと思う中で、なかなか

か結構費用の部分かかってくると思います。そういうふうな部分についても、やっぱり補助メニューのほうもいろいろ模索しながら検討はさせていただきたいと思っております。

- 楠委員 特にその辺は強調して、市長に2か年とか3か年計画でしっかり予算をつけてもらうようにこれでもかというぐらい言って予算をつけてもらってください。そうすれば、人件費とか費用対効果を考えたら、相当安くなると思いますよ。

ということで、次に、249ページの最後のほうに立木の伐採の業務委託料、中村山とか大曾根とかの公園のあったんですけど、先般、矢浜公園も大分きれいにさせていただいて、桜の木もきれいに育ってて、もうそろそろ咲いていくんじゃないかと思うんですけど。ところが、その隣接しているその樹木、ちょうど高圧線下もあるんですけど、相当密集しているんですけど、今、御存じのように、中部電力の跡地というより、ヤードの第1、第2も全部木を伐採して、もう見通しが最高によくなったんですけど、何で切ったのかなと思うんですけど、逆にその公園側のほうの木は、大木になりまして密集しているので、安全性の面を考えたときに、もう間引きしてもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方はどうですかね。

- 山中建設課長補佐兼係長 そこも含めて、来年度は……。すみません、ここには立木伐採という形で上がっているんですけども、矢浜公園の立木の伐採も一応予算計上のほう、これも含めて上げさせていただいています。それにつきましては、コミュニティセンターのほうとも共同して、子供たちの立木、森林教育に役立てるような方向で進めていきたいなというふうにして予算のほうは計上させていただいております。

- 南委員長 他にございませんか。

- 野田委員 ちょっとすみません、確認ですが、251ページでちょっと聞き漏らしてしまっておるか分かりませんが、先ほどの奥田委員さんもありました委託料のところの住宅・建築物の耐震診断業務委託料の165万2,000円ということで、この内訳というんですか、補強工事2件って言っていました。その前に35件どうこうってちょっと聞いたんですが、そこら辺の内訳と金額でどのようになっているのかちょっと教えていただけませんか、再度。すみません。

- 内山建設課長 まず、予算書の251ページの委託料なんですけれども、まず、住宅・建築物耐震診断業務委託料、これが35件分です。これが165万2,000円です。

それから、予算書253ページの補助金、木造住宅耐震補強補助金というのが先

ほど説明させていただきました耐震の設計、それから、補強工事、リフォーム、取壊しに係る補助金となっております。

○野田委員　これは何件ぐらいで上げておる。これは、2件でこれだけですか。

○内山建設課長　各2件でございます。

○野田委員　ありがとうございます。

○南委員長　よろしいですか。

○小川委員　1点だけちょっと参考のために教えていただきたいんですけど、243ページで資料の10ページ、梶賀北地区工事ありますけど、これ、何月ぐらいの工事とかそういうのは入っていますか。

○岡田建設課係長　すみません。まだあくまでも予定ということで、いつから入るかということは、まだちょっとお聞きしません。ただ、入る可能性があるということだけで考えているということで計上してあるということは聞いております。

○小川委員　これ、令和3年にやるということなんですよ。これは、令和3年だけで、もうこれで完成ということなんですか。

○岡田建設課係長　継続して何か年か計画で立てていると思います。すみません。

○小川委員　ありがとうございました。

○三鬼（和）委員　先ほどもちょっと質疑であったんですけど、238、239ページの委託料の地籍調査業務委託料なんですけど、これは、今、県道だけ、これ、国道311号線絡みだと思うんですけど、これまで古江地区であるとか、あれで311号なんかも、うちも県の了解とかあれの中でコースとかそういったのも資料でこれまで頂いていた経過があるんですけど、既に賀田のほうにおかれましては立ち退きが済んでおるとかそういうところがあるので、やっぱりこの地籍調査の下で整備計画が決まったというのかな、そういったところ、やっぱりちょっと当市議会へも示すべきだと思うんですけど、そういったことについて何も県とかからはあれないんですか。これは当然、こういうのをやるということは既に建設課では分かっていると思うんですけど、どうなんですか。それまでちょうどふかつろの辺りとか古江の辺りとか、賀田においても、コースも若干、最初の頃とちょっと変わったことがあったので議会にも示されておったと思うんですけど、どうなんですか、この辺。

○山中建設課長補佐兼係長　地籍調査、これまで各地区、賀田、古江等でもさせていただきましたし、曾根でもさせていただいているんですけども、一応県の事業に絡めて311号線という形でさせていただいています。

ただ、実績として、所有者の方が判明していない、あるいは、交通困難地域ということもあって、法務局への登記というのがまだ済んでおりません。事業がちょっと止まっている状態になっておりますので、成果として上がってはいないというのが、うちの市のほうの実情となっております。

○三鬼（和）委員　委員長にお願いなんですけど、賀田地区のほうについては、既にもう立ち退きがあったりとかって進んでおるところがあるので、そういった資料について議会にも頂きたいと思いますので、委員長のほうとちょっと相談していただいて、我々にも。

あと、今後、こういった新たに整備になったところとかが出てきたとしたら、県が示されるんだったら、それも含めてちょっと我々にも分かるようにしてほしいなと思いますので、お願いいたします。

○内山建設課長　今、三鬼委員さんが言われておった賀田の一部、立ち退きがあって、その部分を舗装工事するとかというふうな部分の事業のほうも聞いておりますので、また、その資料をお示しさせていただきたいなと思います。

○南委員長　それと併せて、古川橋ですか、下の、今の工事にかかろうとしておるところは。

（「古川」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ええ。古川橋の、もう全体的な沿線の拡幅計画も県のほうと話してお示しできたら、計画を持ってやっておる工事だと思うので、ぜひとも資料の提出は、もし県がオーケーであれば提出をしていただきたいと思います。どうですか、それは。

○内山建設課長　分かりました。また、県のほうともちょっと協議させていただきまして、また、県のほうで示される資料がございましたら示させていただきたいと思います。

○南委員長　ぜひともよろしく申し上げます。

○三鬼（孝）委員　ちょっとその他の、今の関連で。

○南委員長　ちょっと待ってください。

当初予算については、よろしいですか。

○楠委員　資料の7ページで橋梁の長寿命化の関係なんですけど、以前、去年、私も第一陸橋とか第二陸橋、第三陸橋もそうなんですけど、歩行者の安全ということで歩道をつけるような検討はどうなんですかという質問をさせてもらっているんですけど、その後、何か検討されています、この修繕工事と併せて。

○岡田建設課係長　　すみません。この橋梁長寿命化修繕事業というのは、今ある橋をどうにか長寿命化させて行うという修繕工事であります。歩道をつけるということは、またその次の段階になるのかなと思います。また、今後検討を行っていかうと思っています。

○楠委員　　私がちょっと気になっていたのは、これ、J R 東海等の立会いで、立会手数料だとか、閉鎖する期間の手数料って、鉄道系はすごい高いんですよ。一気にやっておかないとまた無駄な金を投資するので、できれば基礎調査ぐらいのことをやってみるとか、この閉鎖期間中にやっておかないと、J R の立会って、生半可じゃないですよ、夜間だったら、とてつもねえ金を取られちゃいますから。それを考えて、もしやるのであれば、ちょっと、これ、作業の日程、ちょっと分からないですけど、場合によっては、6月が。6月は補正、基本的にはないんだろけど、9月以降に何とか調査ぐらいの予算をつけて、その人道橋の設置が可能かどうかぐらいの調査をして、やはり安全安心の対策をされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺、いかがですかね。

○内山建設課長　　楠委員さん言われたとおり、確かに、ここの第二保線橋についても、車通るときと人が通るときの部分が狭くて危険な部分があるというように感じております。そういうのを含めた中で、ここを第二保線橋だけ以外の部分、いろんな部分が、橋もありますので、今後、必要な部分含めてちょっと検討させてください。

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　じゃ、この当初の審査を終わります。

三鬼孝之委員、その他のほうで、あるそうでございます。

○三鬼（孝）委員　　先ほど県のお話が出ていましたので、県が当初予算で市街地の緊急輸送道路で電柱を地中に埋める事業ですか、無電柱化の予算が4億6,300万円計上されております。それで、ある県議さんが委員会で、無電柱化する場所が決まっているのかという質問に対して、県の都市政策課の担当者が、伊勢市と尾鷲市の道路を考えておるといような新聞報道がありますけれども、尾鷲市、そういう情報は入っています。

○内山建設課長　　現在、今、尾鷲港新田線を県営事業でやっていただいております。これが完成しましたら、港地区から国道42号線の上野町までの交差点が、これは県営の管理となります。それで、それに伴ってその電柱の地中化というふうな

のを考えておりました、今、この補助メニューとしては、そのメニューを活用した中で、今、新田線の事業をやっておると聞いております。

○南委員長 分かりましたか。

それでは、ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時21分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、報告事項として、尾鷲市都市計画マスタープランの見直しの素案について、概要版を基に。

説明、どれぐらいかかる。

(「三、四十分」と呼ぶ者あり)

○南委員長 三、四十分。そうしたら、もう説明して昼にしたいと思しますので、その審査のほうは昼からということになるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○内山建設課長 通知します。今、通知させていただいたのが尾鷲市都市計画マスタープラン(案)となっております。それで、お手元に配付させていただいたのが、これの概要版となっております、先ほど委員長が言われたように概要版に基づいてちょっと説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、一番初めに、この尾鷲市都市計画マスタープランは、10年前に作成しまして、今回、これの見直し業務に当たります。まず、これの主な変更点のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

まず、一つ目が、尾鷲市国土強靱化地域計画を上位計画に位置づけております。

それから、二つ目が、第7次尾鷲総合計画の基本構想と整合性を図るために、本理念、今現在は、うみ・やまなどの地域資源を活かした 新たな地場産業を育むまち おわせから、「うみ・やまなどの地域資源を活かした 地場産業や新たな産業を育み 安全で誰もが快適に暮らせる まち おわせ」に変更しております。

それから、このマスタープランには全体構想と地域別構想が分かれておりました、まず、全体構想の都市づくりの目標と基本方針においても、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の延伸による交流や、おわせSEAモデル構想による新たな拠点を生かした都市づくり、また、尾鷲市国土強靱化地域計画に基づいた災害に強い安全で安心な

まちづくりを定めております。

それで、四つ目に、地域別構想においては12地区の市民の方の意見を取り入れて、現状どのように行っていけばよい方向性に改善できる、また、維持できるかなどのプロジェクトの方向性を示させていただいております。

しかしながら、人口減少は避けられないことをごさいますして、将来明るい尾鷲市を目指して各地域が連携を図ることを基に、本計画の見直しを進めさせていただいております。

それでは、尾鷲市都市計画マスタープラン案の説明をさせていただきます。

尾鷲市都市計画マスタープランについて、まず、案の1ページをお願いします。

1番、都市計画マスタープランの策定の背景でございます。

2番、都市計画マスタープランの策定の目的です。

本マスタープランは、本市の都市づくりの理念、基本方針である将来都市像を明らかにし、市街地や集落などのまちづくりの考え方を示すとともに、本市における都市計画・まちづくりの総合的な指針となることを目的としております。

2ページをお願いします。

3番、都市計画マスタープランの位置づけでございます。

本マスタープランは、三重県の都市計画区域マスタープランに則すとともに、尾鷲市総合計画や尾鷲市国土強靱化地域計画などとの整合を図りながら、本市の将来都市像、土地利用、都市施設整備の方針及び地域別の構想などを明らかにすることを位置づけとしております。

まず、第7次総合計画におきましては、計画の基本構想、将来像、住みたい住み続けたいふるさとの再生で、これは、まだ現段階で案ですが、これと整合性を図るために、都市づくりの理念を、うみ・やまなどの地域資源を活かした新たな地場産業を育むまち おわせから、先ほど説明させていただいたとおり、「うみ・やまなどの地域資源を活かした地場産業や新たな産業を育み 安全で誰もが快適に暮らせる まち おわせ」に変更しております。誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めていくことによって、誰もが住み続けたいと思える選ばれるまちに近づけたいと考えており、都市づくりの方針におきましても、社会変化に対応した市街地や集落の整備、自然環境の保全によるまち、自然に調和した都市づくりを推進していきたいと思っております。

次に、尾鷲市国土強靱化地域計画におきましては、本マスタープランの上位計画と位置づけて、基本目標である災害に強い安全安心のまちづくりを方針として、都

市基盤の改善や避難ルートの整備、尾鷲市国土強靱化地域計画に基づいて南海トラフ地震や台風などの大災害に対応できる安全で安心なまちづくりを進めると関連づけております。本強靱化計画の整合性を図ることによって、この国土強靱化計画を推進するための交付金、補助金を活用して強靱化の取組、都市整備を加速させていきたいと考えております。

それでは、案の2ページをお願いします。

都市計画マスタープランの役割となっております。

3ページをお願いします。

都市計画マスタープランの目標年次と対象区域でございます。

目標年次は、変わらずに令和12年、2030年としております。

対象区域も変わらずに尾鷲市全域としております。

案の4ページをお願いします。

6番、都市計画マスタープランの流れと構成でございます。

本マスタープランは、本市全体の都市づくりの基本的な方針を示す全体構想と、各地域のまちづくりの基本的な方針を示す地域別構想に加えて、都市整備を具体的に示す方策として、本マスタープランの推進に向けての三つの大きな柱で構成されております。

5ページをお願いします。

第1章、尾鷲市の現況でございます。

まず、人口について説明させていただきます。

平成22年、2010年では2万33人に対しまして、令和2年では1万7,421人で、ここ10年間において2,612人、13%の減少となっております。

また、65歳以上の高齢化率においても、平成22年では36%に対して、令和2年においては43.7%と増加傾向でございます。

案の6ページから11ページまでが年齢別人口や地区別人口などを示した図面となっております。

案の12ページをお願いします。

都市施設について説明させていただきます。

まず、都市計画道路について。

本市における都市計画道路の整備状況は、計画延長が3万8,406メートルであり、そのうち2万9,829メートルが施工済みで、整備率が77.7%となっております。全て施工済みの都市計画道路が6路線、一部施工済みが5路線、未着手

が1路線となっております。

二つ目、公園です。

本市における都市公園の状況は、近隣公園が3か所と、街区公園が3か所、全て供用されております。

案の13ページをお願いします。

都市下水路についてです。

本市の都市下水路は、第2号矢の浜都市下水路として、下水管延長1,686メートルが供用されております。

14ページをお願いします。

その他の施設でございます。

本市の都市施設としては、尾鷲火葬場、第1号尾鷲市中村谷不燃物投棄及び塵芥焼却場及び尾鷲市クリーンセンターがあり、全て供用されております。

案の18ページをお願いします。

中心市街地についてです。

○南委員長 課長、ちょっと待ってくれる。説明と資料と合わんところもあるよ。これ、合うておる。

(「タブレットのページです」と呼ぶ者あり)

○内山建設課長 そうです、ページ見てくださいというのは、それは、案のほうのページで。

○南委員長 タブレットのほう。

○内山建設課長 はい、そうです。

○南委員長 違うんだな、そうすると。

○内山建設課長 はい。

○南委員長 ごめん、ごめん。だもんで、合わなかった。すみません。

○内山建設課長 タブレットのほう以案になっておりますので、ページを言わせていただきますのが、案のほうに、タブレットのほうになっております。すみません、説明不足で。

○南委員長 ごめんなさい。

○内山建設課長 それでは、案の18ページをお願いします。

建物用途現況についてでございます。

中心市街地の建物用途の現況を見ますと、ほとんどが住宅系用途の建物となっております。商業系用途につきましては、野地町、栄町、中井町、中村町、国道42

号線沿道が多く見られます。

次に、道路幅員の別の現況でございます。

中心市街地の道路幅員の状況を見ますと、幅員の4メートル未満の細街路が数多く存在しております。また、細街路については、行き止まり道路になっているところが多く見られます。

案の19ページから24ページまでが中心市街地の建物の用途別現況などの図面となっております。

それでは、案の25ページをお願いします。

2番、まちづくりに関するアンケートの調査結果についてです。

昨年8月から9月にかけて市民アンケート調査を実施させていただきました。調査の概要として、市内にお住まいの満18歳以上の市民の中から無作為に抽出した1,000人の方を対象としております。回収率は43%でございます。

続きまして、案の27ページをお願いします。

調査結果について、主立った部分を説明させていただきます。

1番、居住地での定住意向についてでございます。

定住意向を市全体で見ますと、今、住んでいるところにずっと住みたいが57.2%と最も多く、市内の別のところに住みたいを合わせると、3分の2が市内に住みたいとなっております。

その次、住みたいと思う理由としましては、市全体で見ますと、生まれ育ったまちに愛着があるが36.7%と最も多く、次いで、自然や生活環境がよいが34.3%となっております。

案の29ページをお願いします。

日常生活についてでございます。

ふだんの買物場所についてなんですけれども、これ、尾鷲市全域とも国道42号線沿いの大型店舗などの店の割合が最も多くなっております。

続きまして、案の32ページをお願いします。

居住地の住みやすさについてでございます。

居住地に住みやすさにつきましては、現在住んでいる地区の住みやすさの状況を全体で見ますと、住みやすいの割合が50.2%、住みにくいが8.8%と上回っております。また、地域別で見ますと、北輪内や須賀利地区などにおきましては、住みやすいの割合が32.3%となっております。

続きまして、36ページをお願いします。

都市づくりの課題を項目別に上げさせていただきます。

人口から産業、土地利用、道路、公共交通、公園、それから、次のページの下水道、防災、自然環境、景観というふうなことで課題を上げさせていただきます。

それでは、案の 39 ページ、第 2 章の全体構想について説明させていただきます。

本マスタープランの全体構想として、本市全体の都市づくりの方針として定めま
す。全体構想は、将来都市像、都市づくりの理念と目標、都市づくりの方針、土地
利用の方針及び都市施設整備の方針で構成されます。

案の 40 ページをお願いします。

1 番、将来都市像：都市づくりの理念と目標でございます。

地場産業を育成し、若者の雇用定住を図り、市民がともに白髪の生えるまで末永
く暮らせていける地域社会と環境をつくり続けるために、本マスタープランでは、
「うみ・やまなどの地域資源を活かした 地場産業や新たな産業を育み 安全で誰
もが快適に暮らせる まち おわせ」を都市づくりの理念と定め、この実現に向け
た都市づくり、地域づくりを進めていきます。

案の 41 ページをお願いします。

都市づくりの目標と基本方針でございます。

目標その 1、新たな広域交流を展開するまちづくり。

基本方針としては、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路を活かした広域交流を展開する
まちづくりを進めます。

目標その 2、地場産業の活性化と新たな産業の育成を図るまちづくり。

基本方針としては、本市の資源を活かした地場産業の再生や新たな産業の誘致な
ど、活力あるまちづくりを進めていきます。

目標その 3、中心市街地と周辺集落が連携するまちづくり。

基本方針としては、地域の特性を活かしたまちづくりを図り、賑わいと魅力のあ
るまちづくりを進めます。

目標その 4、誰もが快適に住み続けられるまちづくり。

基本方針としては、中心市街地の活性化や木造密集市街地の改善、ユニバーサル
デザインの整備など、誰もが快適に住み続けていけるまちづくりを進めていきます。

その次、目標その 5、豊かな自然環境と歴史伝統文化を活かしたまちづくりです。

基本方針としては、世界遺産である熊野古道などの歴史文化資源を活かしたまち
づくりを進めます。

案の４２ページをお願いします。

目標その６、災害に強い安全安心なまちづくりです。

基本方針としては、尾鷲市国土強靱化地域計画に基づいた安全で安心なまちづくりを進めます。

目標その７、市民が主役の、事業者や行政との協働によるまちづくり。

基本方針としては、市民が主役となり、事業者、行政と協働による本理念に向けたまちづくりを進めていきます。

４３ページをお願いします。

将来都市構造について説明させていただきます。

本市の将来展望に関しましては、平成２７年１０月の尾鷲市人口ビジョンにおいて本市が示す将来の方向性として以下の４点を設定しております。一つ目、安定した雇用を創出する、二つ目、新しい人の流れをつくる、三つ目、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、四つ目、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると、この４点に沿って適切な対策を進めることを前提に、自然動態と社会動態を改善することによって、本市の将来の展望は令和１２年では１万３、６１６人とされております。現在、政策調整課において、この本市の人口ビジョンの作成中ございまして、本計画のほうとは時期が少しずれるために、今回この２７年１０月の部分を説明させていただきました。

本市の人口の減少については、避けられない状況でございます。人口減少や高齢化が進行し都市が縮小する中で、持続可能な都市づくりを図る上で、コンパクトとネットワークで構成される集約型都市型構造が必要となってくると思います。

次に、また、将来都市構造についてなんですけれども、今回、広域的な視点と地域的な視点及び自然環境や歴史文化観光の視点から、今回この計画が設定されております。

案の４４ページをお願いします。

まず、広域的な視点を説明させていただきます。

国道４２号、ＪＲ紀勢本線及び紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の開通による広域交流、流通の軸を活用した中の新たな都市づくりを図っていきます。

４５ページをお願いします。

地域的な視点でございます。

地域間の交流の生活の軸や地域内の交流の流通の軸を活用し、尾鷲市の都市中心部や農業、漁業集落及び多様な拠点をネットワークすることによって都市の再生を

図っていきます。

47ページをお願いします。

自然環境や歴史文化観光の視点でございます。

美しく豊かな自然環境の保全や歴史文化観光を育む地域資源を再生、整備することによって、豊かな活力あるまちづくりを図っていきます。

案の48ページから50ページまでが、三つの視点を合わせた尾鷲市将来都市構造の図面となっております。

それでは、51ページをお願いします。

都市づくりの方針について、基本的な考え方を説明させていただきます。

本市の都市づくりの方針を定めるに当たっては、このような本市固有の土地状況、利用状況を踏まえるとともに、将来都市像を見据えて、まず、尾鷲市全体と都市づくりの方針を定め、次に、都市計画区域内と都市計画区域外の都市づくりの方針を定めます。

それでは、尾鷲市域全体なんですけれども、社会環境の変化に対応した市街地や集落の整備、自然環境の保全、まち、自然が調和した都市づくりを推進していきます。

都市計画区域内におきましては、まず、尾鷲地区においては、本市における中心的な拠点市街地としての都市づくりを推進します。

また、賀田・曾根地区におきましては、本市南部における拠点となる都市づくりを推進します。

都市計画区域外については、各集落は良好な生活環境の整備と地場産業などの活性化を図り、山林などの自然環境は良好な環境の保護を前提として、その優れた環境を活用することによって、集落と自然環境が調和した都市づくりを推進します。

案の52ページをお願いします。

基本方針についてでございます。

まず、尾鷲市全体につきましては、一つ目、地場産業や新たな産業の活性化に向けた産業基盤の整備促進。これは、紀勢自動車道、この尾鷲道路の延伸による流通の利便性向上を考慮して、新たな産業や工業、また、これらの産業の流通地区の機能を配置し、これに基づく土地利用転換を図ることなどで、停滞している本市の産業の活性化を図っていきます。

二つ目が、広域交流流通軸を活かした道路ネットワークの改善と整備促進でございます。

53ページをお願いします。

三つ目が、自然環境と集落景観の保全です。

四つ目が、安全で快適な居住環境の住宅市街地、集落の改善促進でございます。

案の54ページをお願いします。

五つ目が、南海トラフ地震などの大災害への対応でございます。

その次の二つ目、都市計画区域内について説明させていただきます。

まず、尾鷲地区です。

一つ目、JR尾鷲駅周辺での広域拠点づくりとしては、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路整備によって東紀州の新たな地域間の交流や連携が期待されることから、尾鷲市役所周辺においては、東紀州地域の広域拠点として、また、本市の中心商業業務ゾーンとして、集客施設の立地を許容していきます。

案の55ページをお願いします。

二つ目が、中心商店街、中心市街地の活性化促進です。

三つ目が、新たな拠点を活かした都市づくりでございます。

これにつきましては、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地を利用して、本市の都市づくりについては、大きな影響があるものでございます。現在、おわせSEAモデル構想に基づき集客交流人口拡大、新たなエネルギーの活用及び働く場所・雇用の創出を目的とした新たな土地利用が計画されております。おわせSEAモデル構想による跡地の計画的な土地利用を図るとともに、その波及効果を活かした都市づくりを促進いたします。

次に、賀田・曾根地区でございます。

本市の南部における拠点機能の充実を図っていきます。

内容としましては、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の延伸による利便性の向上を活かして新たな地場産業の起業や流通拠点の整備を図るとともに、良好な居住環境の市街地の形成を促進します。また、周辺の山林、河川及び賀田湾などの自然環境の保全を図ります。

案の56ページをお願いします。

都市計画区域外についてです。

地場産業などの活性化に向けた産業基盤の整備の促進です。

本市における農林、漁業などの地場産業を基本とする集落の活性化は、本市の都市づくりにとって不可欠であることから、地区住民の協議の中で、遊休農地、未利用地及び旧小中学校施設の利活用などによる集落の活性化につながる方策の検討を

します。また、集落住民の日常生活の維持、向上につながる方策の検討も行っていきます。

57ページをお願いします。

3番、土地利用の方針でございます。

土地利用のゾーンにつきましては、四つのゾーンに区分されておりまして、区分の仕方としましては、本市の土地利用の方針を示す範囲を都市計画区域の指定状況や土地利用の現況、都市における位置づけ、将来の方向性によって区分されております。

ゾーンの方向性としましては、中心市街地ゾーンが一つ、それと、二つ目が周辺市街地ゾーン、三つ目が集落・農業ゾーン、四つ目が自然環境ゾーンとなっております。このゾーンの指定につきましては、当初の計画とはほとんど変わりはなく、ただ、SEAモデル構想における中電跡地については、新たな利用の土地というふうに位置づけをさせていただいております。

それから、案の57ページが土地利用の区分となっております、58ページから65ページまでが、それぞれの地区の姿や方針を示しております。

それでは、案の68ページをお願いします。

都市施設整備の方針でございます。

まず、道路の整備方針についてです。

市民の生活を豊かにし、生産、経済活動を高める、県内外の広域交流ネットワーク拡充に伴い、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路を活かした道路整備を促進します。

南海トラフ地震などの災害などに備え、緊急物資の輸送や避難路の確保のための道路ネットワークの強化を図っていきます。

69ページをお願いします。

整備方針でございます。

一つ目、市内幹線道路の形成と避難ルートの確保です。

二つ目が、都市計画道路の整備促進及び見直しの検討を図っていきます。

三つ目が、生活道路の整備及び適切な管理を図っていきます。

四つ目が、安全で憩いの場となる道路環境づくりを行っていきます。

案の70ページをお願いします。

公共交通整備の方針でございます。

まちづくりと連携した総合的な地域公共交通の確保を図っていきたくております。

整備方針としましては、まず、一つ目が公共交通のネットワークの形成、二つ目がふれあいバスの利便性の向上、三つ目が民間事業者と行政の共存共栄。

案の 7 1 ページをお願いします。

公園・緑地整備の方針についてでございます。

市民の憩いと触れ合いの場であるとともに、災害時、緊急時など避難場所となる公園・緑地づくりを進めていきます。

市民と協働による公園・緑地の維持管理を取り組むとともに、潤いのある豊かな公園・緑地を進めていきます。

その整備方針としましては、一つ目が自然公園の保全と活用、二つ目が都市公園の充実、三つ目が愛着をもてる公園の整備とオープンスペースの確保を図ってきたいと思えます。

案の 7 2 ページをお願いします。

自然環境保全の方針でございます。

尾鷲市環境基本条例に基づき、本市の豊かな自然環境の保全を図り、地域の特性に応じた自然環境の適正な活用を努めていきます。

整備方針としましては、まず一つ目が自然環境保全の推進、二つ目が生態系に配慮した取組の推進でございます。

案の 7 3 ページをお願いします。

河川整備の方針についてでございます。

本市の河川につきましては、親水機能や生態系に配慮した総合的な治水対策を図るとともに、引き続き河川改修、治水事業、砂防事業などの促進により浸水被害の解消を努めていきます。

整備方針としましては、まず一つ目が、河川改修、治水事業、砂防事業などの促進、二つ目が、浸水対策の推進でございます。

次に、下水道の整備方針です。

公共用水域の水質保全を図るための実現可能な整備を促進してまいります。

整備方針としましては、実現可能な整備の推進を図っていきまして、個人型の設置型の合併浄化槽の設置促進を図っていきたくて考えております。

案の 7 4 ページをお願いします。

上水道・簡易水道の整備方針でございます。

水の安定供給を図るため、老朽管の布設替え、給水能力の拡大や災害時に対応できる施設整備の推進を図ってまいります。

二つ目、簡易水道につきましては、各地域簡易水道施設の管理の統合や給水能力の向上を図るための施設整備に努めていきます。

整備方針としましては、一つ目、老朽施設の計画的な更新及び効率的な施設の管理、二つ目が、水源の保護及び災害時への対応。

案の75ページをお願いします。

生活環境施設整備の方針でございます。

ごみの減量化、再資源化を進め、適正処理をさらに推進するとともに、ごみを適正処理するためのごみ処理施設の効率的な運用と維持管理を図るとともに、広域ごみ施設の在り方について検討を進めていきます。

し尿等処理施設については適切な維持管理に努め、合併処理浄化槽の設置を推進し、効率的な生活排水の処理を図ります。

斎場につきましては、市民の心の安らぎ、慈しみの場となるよう、周辺の環境の配慮に適正な管理運営に努めていきます。

墓地については、周辺住民の協力の下、適正な管理を図ります。

整備方針としましては、まず、ごみ処理施設につきましては、処理施設の点検、整備を行うことによって適正な管理に努めていきます。

また、広域ごみ処理施設の整備に向けて、2市3町で連携して進めていきます。

し尿・浄化槽汚泥処理施設につきましては、処理の過程で発生する脱水汚泥を堆肥化し、その活用について促進をしていきます。

斎場・墓地につきましては、斎場施設の老朽化に伴って計画的な修繕を行い、適正な運営管理などを努めていきます。

次、案の76ページをお願いします。

港湾整備の方針についてでございます。

まず、尾鷲港から説明させていただきます。

かつて木材及び漁獲物の集積地として重要な役割を果たしてきた尾鷲港は、東紀州の海の玄関口であるとともに、救援物資の備蓄、集散上の拠点、そして、防災拠点として広域的な拠点となっております。また、熊野古道の世界遺産にも登録されたことによって観光振興の拠点として拡充が求められており、物流、交流、環境、安全と多岐にわたる役割を担うことが期待される港湾でございます。このため、港湾の寄港地や水揚げ基地として再生を目指すとともに、交流拠点として市民が憩いにぎわいの空間の創出と観光振興の拠点として、景観、自然、歴史文化、食、レクリエーションなどの資源を活用した観光振興施策の充実を図っていきたく思っています。

おります。

次に、賀田港、三木里港についてですけれども、両港とも世界遺産熊野古道沿いに位置していることから、世界遺産・熊野古道と連携した集客交流などの観光振興施策の充実を図るとともに、産業基盤施策として周辺的生活環境に配慮していきます。

案の 77 ページをお願いします。

尾鷲港の整備方針についてでございます。

まず、一つ目が災害時に緊急物資などの海上輸送などを確保するため、防災緑地づくりと大型船舶を係留できる大型公共岸壁づくりの促進に向けて港湾管理者である県に要望活動を推進していきたいと思っております。

二つ、三木里港、賀田港につきましては、世界遺産熊野古道と連携した集客交流機能充実に努めるとともに、周辺的生活環境に配慮していきます。

案の 78 ページをお願いします。

住宅及び住環境整備の方針でございます。

公営住宅につきましては、市民のニーズに対応した整備を進めています。

二つ目、快適な居住環境の形成を図っていきます。

整備方針としましては、公営住宅の充実、二つ目が居住環境の向上、三つ目が宅地開発の適正な指導でございます。

案の 79 ページをお願いします。

都市防災推進の方針でございます。

尾鷲市国土強靱化地域計画に基づき災害に強いまちづくりを目指し、公共施設の整備の促進、木造密集市街地の改善方策の検討、都市防災力、消防力の増強と避難緊急救助体制や防災拠点及び避難救助ルートの充実に努めていきます。

案の 80 ページをお願いします。

整備方針について、まず一つ目が、防災拠点、消防団施設及び避難ルートなどの充実、二つ目が防災情報の共有化と情報伝達手段の再構築、三つ目が避難路、避難場所、防災施設の整備や建築物の耐震化等の推進でございます。

81 ページをお願いします。

景観形成の方針でございます。

景観構造を特徴づける地形の保全、二つ目が世界遺産熊野古道の景観の保全、三つ目が景観資源や眺望景観の再発見、四つ目が培われてきた文化的景観の保全でございます。

整備方針としましては、景観法に基づく景観の形成を図っていきたいと思っております。

案の 82 ページをお願いします。

市民と行政の協働による都市施設整備の方針でございます。

本市の特性、地域の個性や意向及びまちづくり体制を十分に把握した上で、都市計画制度の導入や事業計画、整備計画策定を行うとともに、市民と行政の協創、協働により推進をしていきます。

それでは、83 ページをお願いします。

第3章の地域別構想でございます。

まず、1番、地域別構想の基本事項、目的としましては、本市の都市づくりの理念の実現に向けて、これらの多様な個性を持つ各地域が力を合わせながら互いに連携して地域づくりを進めることが求められておりまして、市民参加による地域別構想検討会などにおいて地域の特性、課題を抽出し、これらに対応するまちの将来像、地域のまちづくりの方針を示すことを目的としております。

案の 84 ページをお願いします。

地域区分の設定でございます。

地域の地形、産業、歴史伝統文化、市街地の集落の状況を踏まえ、尾鷲北地域、尾鷲南地域、九鬼・早田地域、北輪内地域、南輪内地域、須賀利地域の6区の地域に区分しております。

86 ページをお願いします。

地域別構想の構成でございます。

地域別構想は、地域の概況を整理し、それを踏まえ、地域の将来像を定め、また、その実現に向けての地域のまちづくりの方針をまちづくりの柱と分類し、その具体的な取組をプロジェクトの方向と定めております。

それでは、87 ページをお願いします。

地域別のまちづくりの方針です。

まず、一つ目の尾鷲北地域でございます。

地域の概況につきましては、位置・環境、歴史文化、土地利用、都市基盤、産業等を記載させていただいております。

89 ページをお願いします。

本地域の将来像です。

紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の開通に対応した東紀州の広域拠点として、また、

尾鷲の中心拠点として快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針としまして、柱の1番、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路を活かした情報発信、広域防災拠点づくり。

プロジェクトとしましては、国道42号線沿いへの情報発信機能を備えた防災施設の誘致です。

案の90ページをお願いします。

柱の2です。尾鷲市の玄関口のJR尾鷲駅周辺及び中心市街地の活性化でございます。

プロジェクトとしましては、JR尾鷲駅広場の利便性の向上などがございます。

三つ目、都市計画道路の整備や港湾施設などの活用。

プロジェクトとしましては、中長期的な視点に立った都市計画道路の整備の促進や尾鷲港を活かしたその周辺地区の有効活用となっております。

柱の4、世界遺産・熊野古道沿道の景観を活かした、まちなか観光の推進と定めております。

プロジェクトとしましては、まちなか誘客へ促進するための環境・モデルづくりなどとなっております。

案の91ページをお願いします。

柱の5です。地域の産業を活かした情報発信の推進です。

プロジェクトとしましては、斜面地の果樹園を有効活用した農業振興でございます。

案の93ページがプロジェクトの方向性を示した図面でなっております。

95ページをお願いします。

尾鷲南地域の中川・矢浜・向井地区でございます。

地域の概況につきましては、先ほどと同様の内容を示させていただいております。

96ページをお願いします。

地域の将来像です。

本地域の将来像は、地域産業の振興とおわせSEAモデル事業による快適に暮らせるまちづくりと定めております。

案の97ページをお願いします。

まちづくりの方針です。

その柱の1としては、おわせSEAモデル事業を中心とした観光交流によるネットワークづくりです。

プロジェクトとしましては、おわせS E Aモデル事業による計画的な土地利用などによる産業の振興、夢古道おわせ、熊野古道センターなどの集客交流施設を中心に、世界遺産熊野古道や黒の浜といった観光資源を活かしたまちづくりの推進などとなっております。

柱の2としまして、遊休地等を活用した産業振興やまちの活性化の推進でございます。

プロジェクトとしましては、遊休地、遊休農地の土地利用の検討などがございます。

柱の3、都市計画道路や公共施設の計画的な整備によるまちづくりの推進。

プロジェクトの方向としましては、中長期的視点に立った都市計画道路の整備の促進などがございます。

案の98ページをお願いします。

柱の4でございます。豊かな自然環境の保全と維持管理が定めております。

プロジェクトとしましては、矢ノ川の親水空間づくり、また、農地や周辺山林の適切な保全・維持管理の推進、自然資源を活用した誘客観光交流の促進などがございます。

○南委員長 課長、間もなく正午の時報のため。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 正午を過ぎましたけれども、そのまま続行します。

○内山建設課長 99ページが同様のプロジェクトを示した図面となっております。

101ページをお願いします。

尾鷲南地域の大曾根・行野地区でございます。

地域の概況につきましては、同様な説明書きとなっております。

102ページをお願いします。

本地域の将来像です。

地場産業の漁業と大曾根公園・宮島公園の自然環境が共生し、健康増進をとおした誘客・交流による快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針としまして、まず、柱の1として、周遊観光及び健康増進ネットワークづくりでございます。

案の103ページをお願いします。

プロジェクトの方向としましては、大曾根公園の世界の椿園、宮島公園の維持管理の情報発信などがございます。

柱の2、地域産業基盤振興の検討で、プロジェクトとしましては、漁業などの産業振興策の検討でございます。

柱の3、空き家、遊休地、コミュニティーセンターの利活用と集落の維持でございます。

プロジェクトとしましては、空き家の有効活用の検討などがございます。

柱の4、豊かな自然環境保全と維持管理についてでございます。

プロジェクトとしましては、大曾根の白さま海岸や行野浦の化石採集周辺の自然環境の保全となっております。

105ページがプロジェクトの方向性を示した図面となっております。

案の107ページをお願いします。九鬼・早田地域の、まず、九鬼地区でございます。

地域の概況につきましては、同様な説明となっております。

108ページをお願いします。

地域の将来像です。

九鬼の歴史伝統文化の再生と地場産業の新たな展開による快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針です。

まず、柱の1、新たな地場産業の展開と交流の場づくり。

案の109ページをお願いします。

プロジェクトの方向としましては、観光客などが滞留するためのお食事どころや交流の場づくりなどとなっております。

柱の二つ目、JR九鬼駅周辺などの未利用地や遊休施設の有効活用となっております。

プロジェクトとしましては、JR九鬼駅周辺の未利用地の利活用の検討でございます。

柱の3、歴史的な漁業集落空間のまちなか観光資源としての活用でございます。

プロジェクトとしましては、九木神社、魚見小屋などの歴史的環境の観光活用となっております。

111ページが同様に方向性を示した図面となっております。

案の 1 1 3 ページをお願いします。

早田地区でございます。

地域の概況につきましては、同様でございます。

1 1 4 ページをお願いします。

本地域の将来像です。

美しい自然と地域の豊富な海の幸を活用した快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針としまして、まず、柱の一つ目、海や森の資源を活かした観光交流の場づくりです。

プロジェクトの方向としましては、早田漁港の地形的特性を活かした観光交流の推進、それと、地区や地場産業の活性化の促進などがございます。

柱の二つ目、空き家の活用の漁業集落の維持。

プロジェクトとしまして、空き家を漁業従事者や移住者の住宅としての活用。

柱の 3、公共施設の活用による安全安心なまちづくり。

プロジェクトとしましては、公共施設の避難所としての整備、有効活用の検討でございます。

1 1 7 ページが同様に方向を示した図面となっております。

1 1 9 ページをお願いします。

今度は、北輪内地域の三木浦地区でございます。

地域の概況につきましては、同様の説明となっております。

1 2 0 ページをお願いします。

地域の将来像です。

この地域では、地域の歴史文化資源や豊かな自然環境の活用と地場産業の漁業を活かした快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針としまして、まず、柱の 1 番、地場産業の強化による漁業集落の維持・発展。

1 2 1 ページをお願いします。

プロジェクトとしましては、マダイ、マハタの養殖の振興、情報発信などとなっております。

柱の 2 番、自然環境の保全と歴史的資源等の活用による観光ルートづくり。

プロジェクトとしましては、城山の維持管理と散策ルートづくりの情報発信などがございます。

柱の3、公共施設の活用や空き家適切な利用。

プロジェクトとしましては、公共施設の有効活用の検討などとなっております。

123ページが同様に示した図面となっております。

では、案の125ページをお願いします。

北輪内地域の三木里地区でございます。

地域の概況につきましては、同様でございます。

126ページをお願いします。

地域の将来像です。

ここでは、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路を活用した自然体験観光の促進と快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針として、まず、柱の1、地域資源を活かした交流施設づくりと新たな産業の誘致です。

案の127ページをお願いします。

プロジェクトとしましては、三木里小学校の活用の検討や三木里茶の特産づくりと獣害対策などとなっております。

柱の2、三木里インターチェンジを活用したまちづくりで、プロジェクトとしましては、三木里を周遊する散策ルートづくりとなっております。

三つ目、柱の3、自然環境の保全と観光資源としての活用でございます。

プロジェクトの方向としましては、美しい砂浜や松林の三木里海岸の行政と住民の協働による保全と活用となっております。

129ページがプロジェクトの方向となって、図面となっております。

131ページをお願いします。

古江地区でございます。

地域の概況につきましては、同様の説明となっております。

132ページをお願いします。

地域の将来像です。

海洋深層水施設などを活用した産業観光促進と、海洋深層水を利用した産業振興による快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針としまして、まず、柱の1番、世界遺産熊野古道とつながる観光交流ネットワークづくり。

プロジェクトとしましては、熊野古道三木峠道、羽後峠道から古江集落等へ散策ルートづくりなどとなっております。

柱の2、海洋深層水を活用した産業観光及び産業振興の促進です。

プロジェクトとしましては、海洋深層水の利用による産業振興などとなっております。

柱の3、空き家、遊休農地の活用と階段状集落空間の保全でございます。

プロジェクトとしましては、空き家の体験宿泊施設や、U J I ターン移住者の住宅としての活用の検討でございます。

135ページが同様のプロジェクトの方向を示した図面となっております。

137ページをお願いします。

賀田地区でございます。

地域の概況につきましては、同様の説明となっております。

138ページをお願いします。

地域の将来像についてです。

紀勢自動車道、熊野尾鷲道路につながる南輪内地域の中心地区としての快適に暮らせるまちづくりとしております。

まちづくりの方針としまして、まず、柱の1番、賀田インターチェンジを活用した観光交流ネットワークづくりでございます。

プロジェクトとしましては、賀田インターチェンジが導入部として、観光交流のネットワークの拠点の整備などとなっております。

次に、柱の2、自然環境や生活環境と調和した臨港地区づくりでございます。

プロジェクトとしましては、賀田湾周辺の騒音やほこりの対応による環境改善の促進でございます。

柱の3、南輪内地域の中心地区にふさわしいまちづくり。

プロジェクトとしましては、遊休農地の有効活用の検討や林業振興の推進などとなっております。

141ページが同様に示した図面です。

143ページをお願いします。

曾根地区でございます。

地域の概況につきましては、同様な説明となっております。

その次、144ページの地域の将来像です。

自然環境と城山や世界遺産・熊野古道などの豊かな歴史文化自然を活かした快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針としまして、まず、柱の一つ目、世界遺産・熊野古道が通る歴

史的集落の観光交流ネットワークづくりでございます。

プロジェクトとしましては、熊野古道曾根次郎坂・太郎坂と曾根集落への散策ルートづくり。

柱の2、空き家や山林、遊休農地などを活用した生活環境づくりとしましては、プロジェクトとしては、遊休農地、空き家の有効活用の検討などとなっております。

柱の3、歴史文化資源、水産資源や自然資源の観光活用と情報発信です。

プロジェクトとしましては、城山や飛鳥神社などの歴史文化資源活用と情報発信、オンツツジなどの自然資源の活用と情報発信となっております。

147ページは、同様に方向性を示した図面となっております。

149ページをお願いします。

梶賀地区でございます。

地域の概況につきましては、同様の説明となっております。

150ページをお願いします。

地域の将来像です。

本地域では、豊かな海の幸を活用した快適に暮らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針としましては、まず、柱の1番、ハラソ祭り等の伝統文化の継承と観光交流の場づくりでございます。

プロジェクトとしましては、伝統行事であるハラソ祭りの継承、特産品の活用などとなっております。

柱の2、海と地形を活かした梶賀漁港の多角的利用の促進。

プロジェクトとしましては、海の幸の加工体験や販売の促進などとなっております。

柱の3、空き家などの活用による漁業集落の維持。

プロジェクトとしましては、空き家を漁業の担い手の住まいとしての活用となっております。

153ページがプロジェクトの方向を示した図面となっております。

最後に、155ページをお願いします。

須賀利地域でございます。

地域の概況につきましては、同様な説明となっております。

次、156ページ、地域の将来像です。

地域の地場産業の振興、情報発信や歴史・文化・伝統行事の継承による快適に暮

らせるまちづくりと定めております。

まちづくりの方針としましては、まず、柱の1、地域資源の活用、歴史・文化・伝統行事の継承による集落の維持。

プロジェクトとしましては、漁業振興と連動した観光資源の活用と情報発信や地域の祭り、三番叟などの継承などとなっております。

柱の2、安全で快適に暮らせるまちづくりの促進。

プロジェクトとしましては、オンデマンドバスなどの公共交通施策の検討。

柱の3、地震、津波等の災害への対策。

プロジェクトとしましては、避難場所の整備や誰もが安全に避難できる避難所の整備。

柱の4、公共施設や空き家の活用による集落の維持となっております、プロジェクトとしましては、公共施設の有効活用の検討となっております。

最後に、159ページが本プロジェクトの方向性を示した図面となっております。

以上が、本計画マスタープラン見直し業務の案の説明となります。

○南委員長 長時間にわたりありがとうございました。

当委員会の説明が初めてということで、細かく説明をしていただいたということで、内容のやり取りについては午後から行いたいと思います。

ここで、午後は1時30分から開催をいたします。

休憩します。

(休憩 午後 0時12分)

(再開 午後 1時23分)

○南委員長 少し時間が早いようですけれども、会議を続行いたしたいと思いません。

それでは、午前中に都市マスタープランの説明を受けましたので、説明について、素案について御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○楠委員 ちょっと時間がかかるので、よろしいですか。

(「何とか何とかって、表現について」と呼ぶ者あり)

○楠委員 いや、そういう細かいことは言わないです。

まず、マスタープランの基本的な考え方なんだけど、今、これ、案で出していますよね。基本的には、まだ案ではなくて、案はある程度まとまったら案で、まだ素案の段階ですよね、基本的に。草案からスタートしないと、私たち、これ、案をも

らって、次もらったときは、もう案が消えていたら決定ですってなっちゃうんですね。その辺ちょっと注意してほしいなと思うんですけど。

ちょっと、あとは、じゃ、ちょっと細かいところへ行きますね。

(「細かいこと」と呼ぶ者あり)

○楠委員 細かいこと。ページで言えば5ページ。ここでは現状ということで書いてくれているんですけど、人口の。43ページのところで見ると、将来のことも大分減っちゃいますよと書いてあるので、できれば現状と将来像のところを、ここで概念的に示しておく、というのもあるのかなと。いわゆる人口の減少状況。1万3,000人ぐらいになっちゃいますよと言っている、次の将来像のところ、これ、減らしたくないんですよという思いが入っているわけでしょう、マスタープランの中にね。だから、そういうところもちょっと必要じゃないかなというところですね。

これは、もう提案ですから、別にやれとかどうのこうのじゃないです。次の回で直してもらえばいいのかなと。

次に、15ページ。都市施設の位置の中で都市計画道路となっているんです。これ、旧市街地のところは、ほとんどこの黒の線が入っているんですけど、出来上がっているところとか、これから事業を行わなきゃいけないところがあるんですけど、地図で見ると、縦線の真ん中の、今の土井本家がある辺りからずっと。ここも都市計画道路と位置づけされているんですか。矢浜に来る道なんですけど。

○岡田建設課係長 北浦矢の浜線ということで、都市計画道路で。

○楠委員 これは市が販売している都市計画図の中に都市計画道路としての位置づけはされている。

分かりました。

次に、39ページ。全体構想の第2章でそのフロー図があるんですけど、これ、最後、この計画マスタープラン全体のまとめにはなるかとは思いますが、この土地利用の方針、都市計画整備の方針があって、ここで落ち着くんじゃなくて、この下に本来だったら実現の方策というのが一つあるんじゃないかなと思うんですけど、この辺はちょっとまたコンサルと相談してください。

次に、46ページ。ここでは地域的な将来都市構造で、レクリエーション拠点ということを書いているんですけど、それ以降の都市構造として、自然環境とか歴史文化等の中に、大曾根辺りからずっと特別地域という表示されていますよね、概念図の中に。これが本来であれば、このレクリエーション拠点としての点で

はなくて面の部分を考えたときに、レクリエーションの一つじゃないかなと。いわゆる、都市構造図を見たときは必ず考えなきゃいけないのは、おのおのの図面を重ねたときにどういうところに落とし込むのかというところをしっかりとやっておかないとまずいのかなというふうな気がします。それも、48ページの自然環境等を踏まえて、その概念図をレクリエーション拠点としては一つのベースにはなるのかなと思うんですけど、その辺もちょっと考えてください。

次に、54ページ。これは、都市計画区域内で尾鷲地区、JR駅周辺の話なんですけど、これ、県のほうの区域マスタープランとはどういう関係で調整しているのか。これも後でちょっと答えてくれればいいかなと思います。先に全部聞いてください。

次に、55ページで、ちょっと真ん中辺の新たな拠点を活かした都市づくりの現状、方針とあって、方針のところの後段のその波及効果を活かした都市づくりを促進しますって書いてあるんですけど、まだ何もできていないので、促進じゃなくて、適切な施設づくりもあるので、誘導ではないかなとちょっと思うので、その辺ちょっと考えてください。

次に、68ページ。都市施設整備の方針のところ、前もちょっと一般質問の中でも発言しているんですけど、先ほど課長の説明で、道路が行き止まりがあるだとかいう発言もされているんですけど、改めて都市計画道路とは別の、いわゆるその狭隘道路等についても基準法上の最低の4メートルを確保しなきゃいけないと見たときに、いわゆる災害路計画、避難とかそういうのも含めて総合的にやったときに、災害路計画の観点が必要ではないかなというふうに思います。

次に、114ページ。ここでは、ちょっと気になったのは、おのおのあるんですけど、地域のまちの将来像、中段にありますけど、ここの将来像を大きく書いてあるんですけど、美しい自然と地域の豊富な海の幸を活用したというのと暮らしと、こう、考えてみると、日本語は通じるんですけど、海の幸を活用してどういうふうにするんだらうかとちょっと悩むところがありました。

次に、126ページ。これは、産業が望まれるという書き方をしているんですけど、真ん中辺ですね、産業というところで、海洋深層水関連工場周辺の新たな産業集積が望まれています。基本計画なので、望まれているんじゃないけど、ここも何か産業集積を他人事ではなくて市としてはこういう方針だから誰か来てよというところの考え方、望まれるという言葉が適切なのかどうか、この辺をちょっと検討してほしいなというふうに思います。

あと、132ページ。散策ルート、これ、階段状の集落の散策ルートをつくるとともにとは書いてあるんだけど、これ、誰がどういうふうにつくるのか、ここもちょっと文言として気になりますねということですね。

次に、139ページ。これはあれか、浸水被害の関係のところですかね、濁水か。真ん中辺の自然環境や生活環境と調和した臨港地区。濁水被害の改善に努めるって、原因者がいた場合には公共団体がやる必要ないですよ。誰に改善を求めるのか。市なのか、事業者なのか。こういうところが、ちょっとさっと見ただけなので今のところそれだけです。細かいところは、まだこれからいっぱい見なきゃいけないけど。

最後に、やっぱり実現の方策を、基本計画なので実施計画に向けるときの導入口を書いておかないと、次に今度予算化しようとした事業、重点事業もそうなんですけど、そういうもののことを書いていないと、また絵に描いた餅かよと言われたいための基本計画ですから、ちょっとその辺しっかりあったほうがいいのかないかなという気がします。

最後に、先ほど素案とか原案とか言いましたけど、まだこれから地域別構想も全部落とし込んでいないですから、検討会での議論を踏まえて必要な部分は修正がかかってくるということで、また、議会の委員会のほうには、さらに報告をされる予定があと何回かあるのか、その辺だけちょっと。細かいところの答えはいいですから。

○内山建設課長　　今、委員さん言われたように、この素案として案として出して説明させていただきました。また、その後、これを持ちましてパブリックコメントを行きたいと思っております。

それで、パブリックコメントで市民の皆さんに周知させていただいて意見を求めた中で、修正する箇所があれば修正をして、それを今度は再度策定委員会のほうへかけさせていただきたいなと思っております。

それで、策定委員会終了後、再度、行政常任委員会のほうで、こういうふうなパブリックコメントで意見がございました、変更点がこういうふうにございましたということの説明させていただきたいなと。

それで、その後、最後に、尾鷲市の都市計画審議会のほうへ審議をかけさせていただきたいなと思っております。

それで、その後、審議会で承認いただければ、議案として、また議会のほうへ議案を上程させていただきたいなと思っております。

○楠委員 大体分かりました。

じゃ、あれですね、今日は素案として、また、いろいろパブリックコメントだとか住民の意見を聞いて反映するところはしながらつくる時は、今度はもう素案が外れて最終案みたいな形で報告されて、最終的に議決案件とするということですね。分かりました。

○三鬼（和）委員 てにをはは、はっきりしっかりしてやってください。

76ページなんですけど、6の港湾の方針について、港湾整備の方針で、基本的な考え方の中に尾鷲港のことを書いてあるんですけど、この表現に関しましては、どちらかという、受けというのか、これまでの木材であるとか漁獲物の集積地として重要な役割を果たしてきたというのか、尾鷲港へ水揚げとかそういった意味で書かれておる部分が多いんですけどね。あと、それと、耐震、強靱化であるとか、あとは、港湾のところでにぎわい事業とか云々ということになっているんだけど、尾鷲港まちづくりビジョンの中で、ちょっと一般質問でも取り上げさせていただいたんですけど、既に政策調整も尾鷲市も参加して商工会議所さんなんかも参加しておる、国が尾鷲港湾をどうするかという中では、輸出について今メインで議論されておるのに、そういった面の表現も書くほうがええんじゃないか。将来的なハード整備に関わることが増えるとすれば、輸出港として活用ができるのであれば、そういったことでハード整備につながるということが言えると思うので、これは文言の中に書く必要があるのではないかなとちょっと気づいたので、その辺の所見を求めたいと思います。

それと、もう一点、非常に、まちづくりの中で、これも具体的におわせSEAモデルという表現が、ほかの地区とかほかの文言に書いては、地区のことで抽象的な基本的なことを書いておるんですけど、おわせSEAモデルについては、これ、はっきりまちづくりの中に書いておるんですけど、これまで6次総合計画の後期基本計画の中にも付け足したわけでもないし、第7次総合計画が今つくられておるので、これを扱いをどうするんかという問題も出てこようかと思いますが、この時点での都市マスタープランについては、おわせSEAモデル、今の発電所跡の新たなこういうところが出てきたところをどういった整備するかというのをメインで書くのであればいいですけど、SEAモデルそのものをここへ書き込むというのはどうなんですかね。今までのちょっと都市計画、あれでは違うと思うんです。漠然と例えば駅前開発であるとか、港湾開発であるとか、新たな集客地を整備していくという中に、事業名として、事業名の総評としておわせSEAモデル事業などとい

うのだったらいいけど、これ、これになって、おわせS E Aモデル構想そのものがここへ書いておるといのは、これ、多分コンサルでもここまでは行かんのじゃない。市からの要望で入れたんですか、これ。ちょっとこの辺が、これまでのつくってきたのと違うように思うんですけど、この辺の見解、示してください。

○内山建設課長　　まず、港湾整備についてなんですけれども、今現在、尾鷲港まちづくりビジョンというふうなのを策定中ございまして、そこともどういうふうな基本構想というか、どういうふうなビジョンになるかというのまでがまだできていない状況の中で、もしその構成が、今回この都市計画マスタープランのほうに間に合うのであれば、そこら辺は整合性を図って、ここの部分の、そういうふうな技術の部分のところも改正を入れていくなり、付け加えていくなりという部分はやっていきたいなと思います。

それで、もう一つの、このおわせS E Aモデル事業についてなんですけれども、これは、おわせS E Aモデル事業の基本構想というふうなのは、1年半ぐらい前にはもう打ち出しをされておりますので、もうそういうふうな行程に基づいて私らはこのプロジェクトの方向性というふうなことで位置づけをさせていただいております。

○三鬼（和）委員　　港湾計画については、ソフト、ハードとも関係あると思いますので、第7次総合計画でどう扱うのかというのが、来年、再来年のまとめになりますけど、この都市計画マスタープランというの、総合計画に基づいて、これの下位に来るもんだと思うんですけど、やっぱりそれは整合性が要るのではないかなって思いますので、今の段階、まちづくりが結論が出たでどうこうじゃなしに、総合計画でもこの辺をどうしていくかということ踏まえて、総合計画で、もしうたうのであれば、これ、当然これがなかったら財政的な根拠とかつくらなならんわけですから駄目じゃないですか。そのためのこういった計画を立てておるわけですから、その辺はもう少し。多分、課長も総合計画のメンバーでしょう、下の部会かどこかで、行政側では関係しておると思うので、それは確認されるほうがいいんじゃないですか、全体として、市としてはどうしていくかということ踏まえて。それが1点と。

私、おわせS E Aモデルそのもの云々じゃなしに、都市計画マスタープランやもんで、新たな拠点づくりという大きなテーマの中で、事業としてこういったのもあるというぐらいで十分じゃないかなと思うんですけど、おわせS E Aモデルそのものをここへ都市計画の中へ入っていますよって、これ、必ずこういった形でやって

いくという中で、産業構造とかそんなのになり得るのかどうかというのはまだ未知数な部分があるわけじゃないですか。現に最初にスタートしたのも変わっておりますし、この前の委員会において、野球場の代替地で、SEAモデルの中やと言いながらも、都市公園機能としてもというので、どちらかというところ、SEAモデルに入っていないけれども、都市公園機能としてうたったらそれだけで済むだけの話なもので、もうちょっと大きなもう取っかかりをした上でSEAモデルを入れていくほうが柔軟性を持ってSEAモデルも取り組めるんじゃないかなと思うけど、これだけSEAモデル書いてしまって、これは絵に描いた餅になっていくという可能性もあるんやけど、これだけ具体的に書いてしまっているものかどうかってちょっと、こういう策定するとき。実施計画とかそんなので出てくるぐらいでいいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんです、その辺、コンサルとかあなた方の議論の中で。最終的には、ここの委員会というか策定委員会か都市マスの審議会か何かで諮らうとするんですけど。だけど、抜本的なことというのは、やっぱり行政が言ったこととか、それはみんな一般の方は、そうかと思うようなところがあるんですけど、その辺の議論というのはどうなんです。これはコンサルがそういうふうにしたんですか、市のほうから要望してコンサルに入れてもらったんですか、どうなんですか。

○内山建設課長　これはコンサルとうちのほうで話をしながら、共につくってきております。やはり私らとしても、この大きなこの10年、マスタープランをつくって10年たった中で、大きな将来の都市づくりについての関わりということの中では、このSEAモデル事業というのは大きな影響を及ぼしてくるというふうなことで、やはりそれはマスタープランへの位置づけということが必要ではないのかなというふうなことで私らも各委員会のほうにも説明させていただいて、このような記載をさせていただいております。

○三鬼（和）委員　最後に、見解の違いかどうかというのはあるんですけど、多分に、このマスタープランに載せた部分というのは、SEAモデルの初期のゾーニングとかそういった踏まえで描いておるといのか、現に発電機能なんかも、もう縮小していったわけじゃないですか。最初はかなり規模的にも、ごみの焼却場も入るとかっていって、一つのプランニングとしては、そういった余熱をした産業おこしとかそれが入っていましたけれども、これ、どこか行ってなくなってしまっておりますよね。ゾーニング何かも違ってきていますし、それで、商工会議所さんのアグリとかそういったのなんかも、もうゾーニングらも変わってきておるのに、ちょ

っとイメージ的にはそのままの3か所を描いておるようであって、何かもう、ここでずれがあるのになって思うので、これは政策調整ともうちょっと調整されるほうがいいんじゃないですか。

○内山建設課長　　すみません。基本的に、まだというか、おわせS E Aモデル構想というふうなのは、集客交流人口の拡大と新たなエネルギーの活用、働く場所の交流創出というふうなことの目的、この三つの柱というのは変わっていないと思うんですよね。私ども、そこから、それよりかもっと細かいところは、これには突っ込んでいないんですよ。まず、この構想の3本がありますよって。これに基づく都市づくりを、生かして都市づくりしましょうというふうな方向性で書かせていただいたとおりです。

○三鬼（和）委員　　課長はあれですか、このおわせS E Aモデルの中のメンバーに入っていないんですか。入っていないんですか。あの構想。もうこれ中身がS E Aモデル事業そのものありますけど、中身が変わってきておりますので、こういった絵をつけた、具体的に書いてしまっているのかどうかということ。もう既にできた段階で、これ、間違っていますよというところからスタートせんらんよって、私は老婆心がてら言っておる。これ、できた段階で、もうS E Aモデルのこういった図面とかそんなの違ってきていますよ。これ、今はまだ検討段階ですけど、これができた段階で。

○加藤市長　　三鬼委員のお話も非常に理解はできるんですけど、今回のS E Aモデル構想、基本的なコンセプト、あるいは基本的な目標というんですか、目的というんですか、これは全然変わっていないわけなんですね。さっき建設課長が言いましたように、要するに新しい交流の場、これを、要するに、全部この中に入っているわけなの。それで産業を育成しながら、振興しながら、どうやって雇用を創出するのかというこの目標、これを、一つの大きなコンセプト、構想のために、一応この方向性は、全然、私は変わっていないと思っているんです。

あと、中身についていろいろ、例えばエネルギーの話についても。エネルギーはやるんですよね。あとは規模の話というような話もありますし。ただ、それをどうやって今後調整していくかということもやっぱり大きな課題の中の一つなんですけれども。そういったことを踏まえながら進めていって、この10年のこの都市マスタープランを見直しながら、この10年間どういうふうな都市計画をつくり上げていって、これをいかにして実現に向かって取り組むかというような話だと思っているんですけれども。ですから、私自身は、このS E Aモデル構想というものについて

ては、一応その方向で進んで、何とかこれは実現させなきゃ、そのコンセプトに基づいた事業を実現させなきゃならないというこういう方針を出しておりますので、この中に、ほかの全体の部分と今回の新たな部分については、あまり現状のマスタープランの素案というんですか、この中に具体的なものが入っていませんので、そのところが私自身もどうすればいいかなというような話はあるんですけど。ただ、はっきり申し上げて、コンセプトは変わっていないと。そのコンセプトは、要するに、今回の都市計画マスタープランの一つの方向性、主旨というものについて、そぐわないと私は思っているんですけども。

○三鬼（和）委員　私が言っておるのは、おわせ S E A モデル事業というんですか、これを否定しているわけじゃないんですけど、本質的には新たな拠点におけるまちづくりというそういうものがあれば、その中の事業の一つとしておわせ S E A モデル事業というふうに載せる程度でいいんじゃないかなと。そのほうが、S E A モデルを柔軟性持っていていろいろ取り組めるんじゃないかなと。

これ、何ページですか。99ページの図なんか見てやったら、もう初期の頃の図というのか形なもので、これ、全部、S E A モデルとしてしておくわけですから、この計画自体が、こういった事業をするための計画みたいに大部分がなくなってしまわないかなと、そういう危惧したので、私は、新たな拠点づくりという中で、当然これはおわせ S E A モデルも一緒のものだということで、そういった表現で十分じゃなかったんかなと思いましたもので、表現が逆じゃないかなと、この策定に当たって、こういったものの策定に当たって、そのほうが柔軟性があって広く方向転換があってもできるのではないかなと思いましたもので、例えば港湾計画と S E A モデルとセットしたりとかそういったことも含めたときに、そういった表現のほうがいいのではないかなとふと思いましたので聞かせていただきました。これは案の段階ですので、また、再度検討するときには、こういったことも指摘があったということ踏まえて議論してほしいなと思います。

○野田委員　一つは、まちづくりに関するアンケート調査結果ということで、1,000人にアンケート調査したところ、43%、430人の有効回答ということで、こういうところでもいいんですか。ちょっと分からないもので、どうなんですか。

○岡田建設課係長　大体3割超えればいほうだということはコンサルからはお聞きしています。

○野田委員　都市マスタープランというのは、こういう総花的で全体のことをやっぱり示していかなあかん、いけないのかなって思っていますけれども、要は、人

口が令和2年で1万7,421人という数字が出て、2030年、1万3,600人、これより少なくなるのかどうかは別として、要は、尾鷲市旧町内も周辺部も、もう人口が要は2040年には1万人切る状態の中で、この人口推計というのは非常によく当たると僕は思っています、今、何もしなかったらこの状態で行く中において、どういう……。何をやらなければ、方法論、要は。どういう分析をして、どういうことをやっていくということを、ある程度気づきを持てるような導入部分で考え方って必要じゃないかというふうに思うんですが、いかがですかね。

○内山建設課長　　そういうふうなことで、市民の皆様は、6地域12地区の方が集まっていたいて、それぞれ聞かせていただいたのがこの地域別構想になっております。

それで、その中で、プロジェクトの全体構想の将来都市像の理念に基づきながら、都市づくりの方針とか、その方向性、プロジェクト、実施にやっていくことのプロジェクトの方向性、柱とかを設けて進めていこうというふうなのは、皆さんで意見を出してもらいながら書かせていただいたのが、この地域別構想の柱とかプロジェクトの方向性となっております。

○野田委員　　要は、もうこの地域、もう限界集落とか消滅社会って言われるような言葉が、もう数年前から出てきている中において、地域の強靱計画というのは今回上がってきていますけれども、どのようなまちづくりの中で、どのような高齢社会の中で、どういうふうな、三木里、三木浦、古江、7集落のところ、どのように市民を大事にしてやっていくかとか、あと、人口調査の中で、今、いろいろ地域人口分析というのがあります、いろんな大学とか大学院の中で、この地域が維持存続するために、こういう世代の人がペアで入ってきていただくとか、いろんなシミュレーションが出てくるわけなんですけれども、そういうものも入れて、やっぱりまちづくりの気づきというものを、ちょっと市民の方に考えてもらうってことも必要ではないかなと僕は、ちょっと。なかなか難しいかも分かりませんが、ちょっと思ったりもしますので、その点、どうなのかなと思っています。

○加藤市長　　委員おっしゃるように、もう尾鷲市の現状の、要するに、ここにも5ページにも示させていただいておりますように、もう昭和55年、1980年から令和2年の2020年、この40年間で1万4,000人ぐらいの人口が減少しているという、これはもう事実なんですよね。それは、毎年、自然減とか、あるいは、社会減というようなものがあつた中で、大体年平均すると350人から400人ぐらい毎年毎年減り続けているというためには、そういう状況の中で、今後、や

はり、都市マスタープランでもって、どういうその尾鷲として、尾鷲市、周辺、要するに、出張所管内も全部含めて、これをどういうふうな形でまちづくりを行っていかうかという、私は、このマスタープランの中に大体の主立った概要については示しているわけなんですね。これをどういう、さっき楠委員がおっしゃったように、これを基にしてどうやって今後具体的な実現に向けた手法を示し出すのか。そのための私はこれは手引書というんですか、マスタープランなんですね、まさしく。ですから、これをベースにしながら、今後これをベースにして具体的にどういう手法を行うかということ、これから、これをつくったと同時に、今でも考えなきゃならない話なんですけれども、これはやるべきことであって。ですから、私は、このマスタープランというのは、一つの大きな尾鷲市の指針だと思っていると、だから、マスタープランなんです。それを具体的に今後どうやって実現していくかという手法を考えていかなきゃならないと。だから、手引書だと私は思っているんですけれども。

○野田委員　　そういう中で、中電の跡地のところに期待する効果として、雇用とか就業とか、ある程度の一定の地域に定着するような産業なりをやはり第一に考えることによって、この地域の維持、存続という分もありますし、何を優先するかというところをもっと明確にしていけないと、よりどういうことをやっていくかということも明確にしていけないと、もう総花的は、これは大事なことです。今、市長がおっしゃったように、こういう形の中で具体的は今後のことやということによろしいんやけれども、優先順位を何に置くかということを考えていけないと、僕は、まちとしてはなかなか厳しいかなというふうに思っています。だから、そこら辺も、ちょっと優先順位をどういう……。そういうことは難しいんですか、これ。

○加藤市長　　今回は、第7次もそうなんですけれども、これ、連動したって。要するに市民の皆さんが住みたい、住み続けたい尾鷲という、これが基本なのね。そのためにはもうどうしていくかという、もう要するに、先ほど申し上げたことなんですね。要するに、産業を振興させながら雇用を維持していくことによって、社会人口の減る割合が少なくなるでしょう。逆に逆転するかも分かんないというようなことなんですね。それで、新しい人口、要するに新しい人たちを尾鷲に来ていただくために、それを創出するために、いろんなことをやっていかなきゃならない。その中で方針が出されているのは、この、私は、マスタープランだと思っているんです。そういったことを含めながら、まず何をやっていかうかというような具体的な話は次の段階だと私は思っているんです。まず方向性を示すと。尾鷲がこうい

うような現状になっているから、それをどうやって維持継続していったって、発展のところまで行けたらなおさらいいと思う、発展させていくかという。これが要するにマスタープラン、都市計画のマスタープランだと私は思っているんです。

○野田委員　これは僕も結論出すところまで行っていませんし、自分としても課題を持っていると思っています。要は、主体的に市民の人が考えるようなものをマスタープランの中にちょっとでも入れていただきたいなという気がしましたものですから。

以上です。

○奥田委員　すみません。ちょっと基本的なことを聞くんですけど、5ページのところ、人口のところなんですけど、これ、令和2年、ほかは全部国勢調査の数字で、令和2年だけ4月1日の住民基本台帳になっていますよね。これはどんな理由なんですか。

○内山建設課長　これにつきましては、策定委員会の中で令和2年の人口も記載していただきたいというふうなことがございましたので、令和2年の2020年の部分については、この住民基本台帳の中の4月1日付の人口で記載させていただいております。

○加藤市長　委員のおっしゃるとおりだと思いますね。要するに、現状の問題として、住民基本台帳と国勢調査の人員というのはちょっと差があるんですよね。ですから、これをどうやって表現するのかということについては、ただ、これは、今まで平成27年までは国勢調査のはっきりとした尾鷲に何人、今、住んでいる人が何人だ、国勢調査による数字と令和2年の分については比較はちょっと違ってきますので、この辺をどうするかということは、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○南委員長　修正できますか。

○奥田委員　これ、そうですね、修正してほしいんですけど、僕はこれ。

○南委員長　できる。

○奥田委員　でないと、これ、比較対象、判断間違うと思うんですよね、これ。僕も、さっきぱっと見たとき、何で5年前に比べて、これ、平成27年が1万8,009人で令和2年が1万7,421人と、588人しか5年間減らなかったのかなと思って、何かの間違いだろうと思ったら、下に住民基本台帳で書いてあったので、そうかと思ったんですけど。今、年間400人ぐらい減っていますもんね。5年間で大体2,000人ぐらい減っていると思うんやけれども。もう出ているでし

よう、1万6,000とか。概算でもいいので、これ、入れておかないと、これ、ちょっと、これを見ていると判断も間違ってくるような気がして。

(「確定じゃないと書けない」と呼ぶ者あり)

- 奥田委員 だったら、これ、住民基本台帳にそろえるかね。
- 南委員長 これ、国勢調査の数字を修正で入れていただくようお願いいたします。
- 加藤市長 確定すれば確定数値を。それで、確定していない場合には、要するに予想というか、大体これぐらい。おっしゃるように1万六千何百人というような形になると思います。これはちょっと訂正させていただかなきゃちょっとおかしいんじゃないかなと私自身も思っていますので、それは改めさせていただきます。
- 南委員長 お願いします。
- 奥田委員 ぜひ、ちょっとこれ、やっぱり指標というのは同じもので並べてもらわんと判断間違うと思うので。

それと、先ほどの三鬼和昭委員の話の関連なんですけど、これ、やっぱりこのSEAモデルというのが非常に違和感あるというか、僕、別にこれは発電所跡の再開発ぐらいで。ただ、この前もびっくりしましたけど、第1ヤードで油漏れがあっただろうのこうのって政策調整課長が当然言い出して。あれ、ワンセグで聞いていた人も、どうということやっていって、結構何人か問合せありましたけど、そういうこともあるので、このSEAモデルというのがどうなっていくのかなという、土壌改良が大分必要なのかなという気もするよな気もするし。三鬼和昭委員も言われたように、やはり市長は、最初、コンセプトは変わっていないんだと言いながら、変わっているじゃないですか。前は熱利用やと言って、ごみ焼き場とセットで、バイオマスを含めた、その熱利用やってことで、それを広げていくんだというようなコンセプトだったと思うけど、今もう市営野球場のほうへごみ焼き場ということで候補地が変わって、随分コンセプトが変わってしまったんじゃないかなという気がするんやけれども。僕はこのSEAモデル、どうしてもこれ、だから、随分この10年間見ても、このSEAモデルが果たして進んでいくのかなと。土壌改良も含めてやらなあかんでしょう、これ。だって、発電所跡だって、これ、タービン建屋もあって煙突もあったわけですから、同じように僕は、第1ヤードで油漏れがあったんやったら、発電所でもあると思うんですよね。そういうことを考えると、土壌改良、随分必要かなという気もするんやけれども。

僕は、それよりも、もうちょっと、これはこれとして、進めるのはあれやないけ

ど、一つ気になるのは、小原野が、これ、何で入っていないのかなというね。小原野のほうは、もう何も考えていないんですか。そういうふうな考え方というのはないのかな、まちづくりの中で。

○内山建設課長 小原野については、今回この中には記載がございません。

○奥田委員 でも、これ、墓も移転するんでしょう、都市計画道路のあれで、折橋墓地。ですよ。仮橋だって、あれ、たった58メートルしかないんですよ、光ヶ丘から小原野って。だから、もう10年考えたら、随分、僕、小原野ということに対して。だって、令和6年からもう墓の移転が始まるという話じゃないですか。そうなってくると、令和12年まで考えた場合、随分あの道の整備とかもしていかなあかんと思うし、当然してないといけませんよね、令和6年から墓の移転もするんやったら。随分まちづくりが変わってくるような。あそこ、2万平米あるんやったかな、市有地が、そういうのもあるし、随分僕はもうちょっと、高台やし、向こうね。いつまでも4メートルしかないような、もうこの埋立地にこだわるよりは、小原野のほうもちょっと高台のほうに目を向けるような政策が必要じゃないかなと思うんやけれども、もう全然そういうことは考えていない。マスタープランにはないということですか。

○内山建設課長 まず、すみません。まず、小原野地区の土地の利用についてを、まず、そこら辺を検討していく必要があるんじゃないかなとは私は思っております。その中で、この都市まちづくりじゃないんかなというふうなことで、今回は、そういうふうなこともあって載せては、記載はされておられません。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ちょっと待って。

○奥田委員 いや、だって、これ、市長、今、手引やって言われたじゃないですか、まちづくりの。手引の中に入っていないということは、もう何も考えていないということでしょう、これ。手引だったら入れなあかんやないですか、これ。墓も移転すると言うておるのに、令和6年からもう始めると言うておるのに、何も考えていないって。手引なんでしょう、これ。具体的にはこれからあれすると言うけど、手引なんやったら、これ、入れておかなあかんのじゃないですか、逆に言うたら。何も考えていないんですか、あなた方、もう。SEAモデルで頭いっぱいなんですかね、市長。市長の頭の中というのは。

○加藤市長 小原野の方向性、いろんな御意見とかいろいろお伺いしているんですけども、市としてのまだ方向性というのは、まだ明らかにしていないと。今後

についてこれをどうしていくのかというのは、これからの話だと私は認識しております。

○奥田委員　もうその辺がちょっと、僕は、ちょっと、マスタープランなんだからどうのこうの、手引なんだと言われたことに対して非常に矛盾があるような気がしてならないんですけど。

もう一つ、すみません。103ページあたりのところで、大曾根公園とか、宮島公園とか、もうこういうことをきちっと整備していくんだって今さらながら言われているのがあって、今さらかいという感じはせんでもないんですけど、やっぱり常日頃、これ、きちっと考えていってほしいなと思って。

それと、これ、磯遊び場、釣りスポットの情報発信及び活用の推進とか書いているんですね。非常にええことだなと思うんですね、あそこら辺。本当に大曾根公園の下のほうでも磯遊びできますし、結構整備したらいいのになと常日頃思うんやけれども。こういう磯遊びとか釣りスポットということを考えたら、ちょっと脱線するかもしれんけれども、市長、もう釣り栈橋とかそういう話というのは、もういいかげんもうやめてほしいなという気がするんやけれども、まだ生きておるんですか、このSEAモデルということを進めていくということは。

○加藤市長　今、その釣り栈橋の方向性云々ということについては、今までお話しした内容のとおりで、今後どうしていくのかということは、考えていかなきゃならないと思っております。

○奥田委員　だから、もうSEAモデルの中に入っておるということなんですかね。だったら、この、もうここに釣りスポットの情報発信とかが入っているので、この辺のところを整備していったら、僕は、行野にしたって、行野堤防とか、結構。以前、内山課長とお会いしたことがあるけど、よく釣りされておるじゃないですか、あそこで、行野。行野でお会いしましたよね。ああいうところをもうちょっと整備したったら十分釣りスポットになるような気はしませんか、課長。どうですか。釣り栈橋より。釣り栈橋なんて、8メートル、10メートルあるんですよ、あんなよりもさ、高さが。どうですか、課長。

○内山建設課長　確かに、この今回プロジェクトの方向性の中で、地元の地域の方からも、やはりこういうふうな部分については、整備、情報発信等もやっていただきたいというふうなことでこういうふうに記載をさせていただいておりますので、その方向性では進めていきたいなと思っております。

○濱中委員　小原野の件で私もちょっと言わせていただきたいんですけども、

54ページにあります南海トラフ地震の大災害への対応のところに、方針で災害の発生が懸念される地域における市街化の抑制とか安全な地域での住宅地供給というような方針が書かれておりますね。それで、最初のこの案の位置づけの中に国土強靱化計画との整合性というようなところがありますと、国土強靱化計画でそこにやっていくことで、その交付金であるとか国からの手助けというあたりも触れられておりますから、そうしますと、小原野というところのあそこでの住宅であろうがその土地利用に関しての課題の中にはハード整備の部分で本当に財政的な心配をするところがたくさんあるんですね。ならば、国土強靱化計画であつたりこのマスタープランにきちんと明記をすることで財源確保の一助になるのではないのかなという気がしましたので、やはり、小原野をどうするかという方針をこのマスタープランを考えるのと国土強靱化を考えるのと並行して進めていただいて、言葉として残すということがこういうものには必要なのではないのかなと思うんですけど。そういった辺りは、これに載せなければ、また10年先でないと考えられないものなのか、本当に、1年、2年先でも計画した時点でここに書き加えることができるのか、そういった辺りも含めてもう少し御説明いただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○内山建設課長 すみません、小原野地区の利活用についてなんですけれども、この防災としての利活用をやっていきますというふうなきちんとした位置づけというのがされておるのであれば、これにも載せることは可能でございました。ただ、今、正直言うて、それって本当に防災としての位置づけをされておるのかなというふうな部分が、私自身、ちょっと認識不足なのか、ちょっと……。

(「その部分の希望を」と呼ぶ者あり)

○南委員長 防災拠点やんな、三重県の。三重県の防災拠点があるんですよ。

○内山建設課長 あって、その小原野……。

○南委員長 それは位置づけていないというのは、ちょっと訂正。

○内山建設課長 小原野の市有地の利活用についてのことですよね。

○南委員長 ちょっと、課長、よろしいですか。

今、僕、前回の、都市マスタープランの計画を持っていただいて、やはり、小原野地域については、広域防災拠点と隣接する小原野地区の立地条件を生かした、これ、あくまでも前回のですよ、パーキングエリアの誘致を検討しておるって、前回の都市マスには明記されております。やっぱり小原野というのは、やはり一つの大きな高台のポイントであることはみんな理解しておるで、これ、やっぱりマスタープランの中にも何か僕は一個落とすべきだと思えますよ、これ、正直な話ね。そう

いった意味では、皆さんの言われておるのは同じ気持ちやと思うんやけれども、防災拠点の意味からでもしてね。

○濱中委員　本当に、これには紀勢道路の完成を見据えた部分の文言もあるやないですか。この間の一般質問で市長御説明いただいたように、災害時の緊急道路としての役割を残してくれるということがあって、あそこは乗り下りができるところは残すという説明ございましたよね。そうしましたら、やはり県の防災拠点とともに、もう必ず津波災害のときには残るであろうあの土地というものは、それを見据えた上での書き込みがあるべきではないのかなと思うんですけれども。

市長、もちろん、その今言われる防災の位置づけというのは、地域防災計画のことなんですか。それならば、1年に一遍の見直しがあるんだから、それに向けて、この1年間のうちにそこに議論をしていただければええことやと思うんですけれども。それでも無理やと思いますか、どうですか。

○南委員長　修正が十分できるまだ時間がありますので、それはもう本当に。

○内山建設課長　委員の多数の方からいろいろこの小原野地区の防災の利活用についてというふうなことの意見がございまして、どうもありがとうございます。その部分については、また修正のほうもさせていただいて、小原野地区の位置づけというふうな部分も追記させていただきたいと思います。

○濱中委員　パブリックコメント、これから求められるんですよね、これに関して。恐らく、私たちの言葉というのは地域の方たちの言葉もお預かりしてお話しをしているところもあるので、そういったパブリックコメントの中でも必ず出てくるものなのかなという気がしますので、その辺りきっちり確認をして、慎重な計画づくりというのをお願いしたいと思います。

○高村委員　小原野の話なんですけど、私は、はっきり年は忘れたけど、多分1年ぐらいしたら、県は盛土をきれいにしてくれる約束をしていたと思うんやけど。それで、その盛土は、熊野の方面の高速に使うということなんやけど。その後、尾鷲市としては、津波の来るところやもんで、僕としては野球場も考えられんかなと思うておったんやけど、そういう計画を皆さんで議論してもらうのに、ぜひとも小原野も入れてください。

以上です。

○加藤市長　委員長も高村委員も御指摘のあった、この22年度のまちづくり方針の中での委員長御指摘の部分の東紀州の広域防災拠点と隣接する小原野地区の立地条件を生かしたパーキングエリアの誘致の検討ということが22年度に出されて

おりますので、正直申しまして、あそこの場所というのは、今後のやっぱり防災という観点からすれば有効活用しなきゃならない場所であると思っておりますので、具体的にはまだちょっとこの中で入れられませんけれども、こういう基本的な防災拠点、広域防災拠点と隣接する小原野地区の立地条件を今後もやっぱり具体的に使用方法については考えていくというぐらいのことで、あとは、さっきおっしゃったように1年先になったら、あそこのところ、もう私が聞いているのは、きちんと整地にしてくれるようなというそんな話も聞いていますので、それは順次、それが明らかになるような話が伝われば並行して考えていかなきゃならないと思っておりますので、これはその分で付加させていただきたいと思っております。

○南委員長　　よろしく申し上げます。

○三鬼（和）委員　　課長、10年たって新たなまちづくりするときに、いろいろ環境問題であるとか、この東南海、南海トラフの地震の問題とかいろいろ出てきているからこそ国土強靱化なんかも入ってきておって、今の小原野の話も置いてきぼりにはできないと思うんです。そういった面から対応的にすると、私はSEAモデルとかそんなようなスケールじゃなしに、例えばごみ焼き場やったらごみ焼き場ができてくると、エネルギーは、今度、エネルギー、別に外れた言うて、今度は野球場のところが広いわけじゃないですか。被災を受けたときに、かなりごみの持込みというものがあるか分かりませんが、反対にあそこで余熱が出るわけですので、電気とかインフラが悪くなったときにあそこへ避難ができるような基地をつくるとか云々というのは構想で考えられると思うんです、検討したら。大きな例えばコミュニティーセンターをつくるとかということも踏まえたら、電気代が全然要らずに運営ができるということがあるもので、浸水域から越えておるところやで。新たなまちづくりというのは、やっぱりそれぐらいの感覚で考えないといと、今のもうあるところをこう書いておく、ああ書いておくだけでは駄目じゃない。時代が変わってきたら、多分いろんな考え方とかITが入ってきたりとかで違ってくると思うんです。例えばごみ焼き場のところでもそうでしょう。必ず熱が出て、これ、今、SEAモデルの中でやったけど、違ってきた中で、じゃ、その熱を捨てないようにしようとか、その熱で発電をするところがあったら、避難所をつくってあればインフラがなくなってもかなり電気は使えるとかという、駆動するものを使えるというまちづくりができるわけじゃないですか。これからのまちづくりは、やっぱりそれぐらいのこともこの中へ、マスタープランの中には、構想の段階ですから入れていくぐらいのマスタープランをつくるほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、市長、

どうですか、そういったところの考え方については。

○加藤市長　　広域ごみの話も、そういったことを活用しながら余熱をどうするのか。要するに、防災拠点としてのいろんなそういう各地でそういうところを利用されているところも認識しております。それをこの中でどういうふうにして入れていくかというような話なんですよね。だから、この都市計画マスタープランというのは、どの範囲ぐらいまでのことをやってもらう。さっきおっしゃいました話についても、具体的ということについては、だから、私はマスタープランで指針を示しながら、方向性を示しながら、その後に具体的な実現可能な、実現できるような手法を次の段階で、次の段階というのは、次のこのマスタープランの具体的にはネクストというか次のあれで考えていくものだと思っていますよね。考えていくというのか、別途やっぱりこれを具体的につくるためのプランというのを、プランニングというのを要するにやっていかなきゃならないと思う。だから、この分をマスタープランのどこまで押さえていったらいいかということが非常に難しいと思うんですよ。おっしゃるような具体的な。

○三鬼（和）委員　　私、ちょっと思ったのは、国土強靱化の中で、想定というんですか、津波が来るとかって想定したときに、本市は、それ以上の計画って全然立っていないわけじゃないですか、仮設住宅にあっても何にしてでも。そういったことも、若干は、これからは構想のまちづくりの中で、小原野であるとかそういったところであるとかも含めてした中での都市建設、活性化のみならず、そういったことも含めたマスタープランの書き方も一つの書き方ではないかなと議論を聞いておって思ったので発言させていただいたんですけど。これはこれで、またコンサルとかほかのマスタープランをつくっているところも含めて、前向きに議論というか検討というかお考えをさせていただいたらいいなと思って、これを今すぐに入れよとか云々じゃなしに、そういった考え方も一つじゃないかなということをもふと思いましたので、検討ぐらいはお願いしたいなと思います。

○南委員長　　答弁は要りませんか。

○三鬼（和）委員　　市長、どうですか。

○加藤市長　　今回、都市計画マスタープランにしても第7次の総合計画についても、要するに国土強靱化ということと並行させて、同列で一応考えていこうということについてももうはっきりと示しておりますので、それに見合うような内容というかその方向性というのを示さなきゃならない、その中の一つじゃないかと。

ただ、おっしゃるように、今の、もう基本的には、何か大災害が起きたときに、

まず避難場所に逃げて、その後、避難所を提供して、その後、やはり仮設住宅というこういう流れというんですか、こういうものがあつたときに、私も最初から仮設住宅をどうするのかというこれについてはあまり具体的なことが防災計画の中に書かれていないので、私は必要だと思っているんですよ。それで、それをマスタープランの中に入れるか否かというような話なんですけど、これはちょっといろいろコンサルとも話しながら、どこまで入れるのかということは検討に値するんじゃないかなと思っておりますので。

○楠委員　皆さん、いろいろ意見言ってくれて気がついたところがあつたんですけど、まず、基本的に、46ページに地域的な将来都市構造というのが書いてあつて、先ほど小原野のところの地域ではプロットされているのは防災拠点という話、小さい四角があるんですけど、それが都市整備と地域別構想と整合しているかどうかというところを確認して、小原野をどうするかというときに、今、市長も、まだまだこれからいろいろ考えなきゃいけないと、防災も含めて考えなきゃいけないというのであれば、今後検討を要する区域としてゾーニングすればいいだけの話ですよ。今日言って、明日決まることできないので、ゾーニングの中に、新たに丸印がどんな色になるか分かんないけど、ちょっとエリアを広げて、今後、土地利用を考える地域とか検討を要する地域とか地区とかというものをプロットしておけば、そこには作業が入るわけですよ。

というのは何でかということ、国が何かのときに補助要望とか何かもらったときに、補助が出たときに、それだったら、これ、使えるなとかいう準備をしていくというのが一つの先ほど濱中委員が言われたように準備する必要があるわけでしょう。何も書いていないと、どこに何を書いたのと。

私も先日、国交省のほうへちょっと顔を出しに行ったんですけど、何かやるんだったら絵はあるんですかって言われたんですよ。絵がないんだったら、金、出せませんよねと。

ということは、都市構造図の中にも都市整備方針の中にもそういうものをプロットして、いつでも拾えるよう、国の補助対象みたいな事業が出てきたときに拾える準備するのは、何かしらの名目をつけてプロットするという方法も、テクニカルな話なので、それ、ちょっとコンサルとよく相談して、未利用地のある部分を何か投資したいなと思ってもすぐできないですから、今後検討を要する地域とか地区とかという名称をつけてやっていく一つ方法があるのかなというのは大事なことだと思うんですよ。

先ほど三鬼委員が言っていたように、SEAモデルがどうのこうのとありましたけど、ここではちゃんと新たな拠点という言葉を使っているの、その辺の整合を全部図ってやってほしいなということがあります。

あと、最後に、いろいろ意見が出たんですけど、当初つくった都市計画マスタープランと新しく今案をつくったときのこれが、新旧の対比をするものが見られれば、どこで何が変わったのか、何が落ちたのか、完成したのか、事業中なのかというのは比較できると、最終的に新しいマスタープランがこういう方向で進んでいるんだというのはよく分かると思うので、これは皆さんが作業しなくてもコンサルに頼んで比較表をつくってくれと。各ページごとに比較をしたら、こういうふうになっている、こういうふうになっているということも言えるので、それをちょっと、それができれば、してほしいなというふうに思います。

○内山建設課長　この比較表につきましては、策定委員会のほうで示させていただいております。それで対比しながら説明していております。それで、それがまとまってきたのがこの素案というふうな形で、ってふうにつくり込みをしておりますので……。

○楠委員　もうせっかくそこをつくられているのであれば、私たちも、極端な話をすれば、今ここで、常任委員会ではあるんだけど、一市民であって、そういう比較表があると話がしやすい。それこそ見える化とか可視化の話なんですよね。だから、もし差し支えなければ、そういうものを見ながら、何かが変わったということがあれば、ここはこうなっていますよという説明が簡単にできるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○内山建設課長　ちょっと全然示せれんというわけでもないもので、ちょっと持ち帰って示せるような資料をまとめさせていただきたいなと思います。

○加藤市長　楠委員のおっしゃることは非常に理解できます。それで、その防災拠点というもののの中で地図の中に示すということは非常に重要な話だと思っています。今、お示しできるのは、61ページに一番最後の部分で小原野周辺地区というところの欄がありますので、この辺を、さっきおっしゃったような防災拠点も含めたそういう形の中で一応検討させていただきたいと思っていますので。

○南委員長　皆さん、まだまだ意見が尽きないと思うんですけども、これからパブリックコメント、4月のいっぱいぐらいスケジュールで行くとパブリックコメント。そして、パブリックコメントを基に案の修正が5月いっぱいのこのスケジュールで行くと。そして、恐らく議会上程は9月議会あたりで上程されるのかなと

というような感じがするんですけども、まだまだ次回の委員会のほうへも、あと1回ないし2回は修正素案と最終素案をお示ししていただけるのかなという思いもいたしております。まだ、今回の初めての都市マスタープランの素案を出していただいたということなんですけれども、これはこれとして。

ただ、第7次基本構想のほうは、まだ1度もこの委員会のほうへはお示しされていないと思うんですね。そういった意味では、やっぱりそこら辺も整合性を持った上でやはり議会としても最終的な判断をいたしたいし、それで、今市長が言いました議決事項じゃありませんけれども、今回から新たに入ってきた国土強靱化地域計画というのもできたら同時並行で審査できるような場を1回は議長とも相談をしながら、1回は合同のできる場を設けたほうが僕はよりスムーズに整合性を持っていくんじゃないかなというような、今日の話聞いておりますので、ぜひとも6月、改選期なんですけれども、やはり、4月、5月と言わず、1回ないし2回は当委員会でやはり示す必要があるべきものと判断をしておりますので、そのような形をつくっていただくようぜひとも市長には委員会としてお願いをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤市長　　これ、大きなプランニングの中で、第7次の話と、それから、国土強靱化計画の話、これはもう要するに並行して考えていかなきゃ。その中の下に、この都市計画のマスタープランというのがあります。当然やっぱり一体として、これ、整合性を持たなきゃならないものですから、取りあえず担当課とも指示を出しながら、早めに、まずは第7次のこの総合計画についての御説明、御報告と。おっしゃるようにトータルとしてこの整合性があるのかということをお諮りする場というのは絶対必要だと思いますので、その辺のところは持ち帰ってきちんと整理させていただきたいと思っております。

○南委員長　　ぜひとも。

○三鬼（和）委員　　あれですか、先ほど、ここへ持ってくるのに当たって、検討委員会で検討されて、整合性も見ていただいた上で議会へ示したということになるもので、今日、議論したことというのは、もう一度再検討されて検討委員会へ示されるんですか、どうなんですか。もう我々の話もパブリックコメントと一緒にぐらいの扱いで済まされるんですか、どうなんですか。

（「それはないと思います」と呼ぶ者あり）

○内山建設課長　　パブリックコメント、今、言われたことの修正をさせていただける、特に小原野地区については記載させていく必要があると思います。それで、

パブリックコメントをかけさせていただいて、その後、策定委員会のほうへ……。

○三鬼（和）委員　　議会で話したことをもし修正するんやったら、もう一度委員会へ戻してもらわんと、それからパブリックコメントしないとおかしいじゃないですか。整合性とかみんな含めたやつをチェックさせていただいて、それからパブリックコメントに出すということは、事前審査はおかしいですけど、議会も分かった上で字句なりなんなりが修正されたということを前提にしないといと。検討委員会へ出ただけですしていたら、また個々で、このことはこういうことを言っておったのに違うやないかという話が出てきますよ、議会へ示したときに。私、それが心配なもので言っておるだけですよ。

○加藤市長　　おっしゃるとおりです。ですから、やっぱりたくさんさんのいろんな御意見をいただいて、今、今日、本日、概要について初めて説明させていただいたんですから、今度は、どこをどういうふうにして訂正してこういうふうにしましたという報告は絶対必要だと思います。ですから、それと、正直言って、これ、事務局とも、ちょっと担当ともあれしなきゃならないですけども、やはりパブリックコメントを出す前に、やはりきちんとした、概要であったとしても、この方向性について議会のほうに御報告しながら御意見をいただくという一つの筋をこれは通していかなきゃならないと思うし、これはきちんとして。ただ、非常にタイトなことはタイトなものですから、ちょっとその辺のところは調整させていただきたいと思っております。

○村田議長　　今、パブリックコメントのことを言われておりますけれども、いろんな政策を進める上でパブリックコメントが今はやっているというか、やっているんですね。

しかし、そのパブリックコメントをやっても、回答率が非常に悪い。本当に意見を聞いているのかなというのと、なかなか聞いていないんですね。ごく一部の人しか回答が出ていないというようなこともありますので、その辺は、パブリックコメントのやり方を工夫して、少しでも多くの市民の皆さん方の御意見を聞くということをやったりしてもらわないと。ただただパブリックコメントをやりましたよと、市民の中からこういう意見が出ましたよと、それだけではもう何もならないと思いますので。今、三鬼さんからこのパブリックコメントと議会と同じような扱いするのかというようなことがありましたけれども、それは当然それぞれの扱いあるでしょうけれども、パブリックコメントはパブリックコメントで、本当の市民の意見を聞くわけですから、その辺にやっぱり、この際、重点を当ててやっていただくという

ことも一つの目標としてやっていただきたいなと思いますので、どうぞ課長よろしくお願いたします。

○内山建設課長　そうですね、議長言われるとおり、市民の意見を聞くというのがパブリックコメントだと思いますので、その手順、どういうふうな効果的に市民の皆さんに周知できるんかということもいろいろ検討しながら進めさせていただきます。

○南委員長　最後で1点だけ、第7次総合計画の議会上程と都市マスタープランの議会上程は同じ議会であるのが僕は筋だと思んですけども、そこら辺はどうなっておるんですか、今。

○加藤市長　本来であれば、都市計画マスタープランは、この3月に一応きちんと議会に諮るべきはずやったね。それを昨年9月ぐらいまで延ばしていただきたいということで。

それで、第7次については、2年間通じて、来年度、再来年度の3月末に、だから、令和4年の3月末に一応議会にお諮りするというようなそういうスケジュールになっているんですね。

○南委員長　そういうことですか。

○加藤市長　ただ、概要としては、こういう概要だということについては、ちょっとこれも確認します。だから、その辺のところもやっぱり整合性ということは絶対おっしゃるようにならなければならないと思いますので、その辺は確認させていただきたいと思っています。

○南委員長　1回、速やかな時期に第7次のほうも素案だけでも報告していただいたらと思います。

それでは、都市マスタープランのほうは終了いたしたいと思っています。

最後に、国道42号線沿い尾鷲南簡易パーキングの報告を求めます。

○内山建設課長　資料のほうを通知します。国道42号線尾鷲南簡易パーキング（尾鷲南防災基地）についてちょっと説明させていただきます。

まず、資料の1ページ。

これは、尾鷲南簡易パーキングの必要性についてうたわれております。

現在、熊野尾鷲道路Ⅱ期工事が開通に向けて工事を進めていただいております、この令和3年の夏頃に供用開始されるというふうに聞いております。

それから、2ページをお願いします。

これが国道42号尾鷲南簡易パーキングのポンチ絵というか絵、図になっており

ます。

国道42号線が赤の線でありまして、下から駐車スペース、道路休憩施設等、トイレ・情報施設、資材置場、この部分につきましては、紀勢国道事務所のほうが整備のほうをしていただきます。それにつきましては、もう令和3年度中に完成されるというふうには聞かせていただいております。

それで、上の部分、防災拠点基地、黄色の尾鷲市って書いてあるんですけども、この部分については尾鷲市のほうが個人の方に5年間無償でこの防災の活動拠点として利活用するという条件で借地をさせていただきます。これにつきましては、令和3年の4月1日からというふうな契約になっております。

3ページをお願いします。

これが現況の写真となっております、その中で、それぞれ駐車スペースとかトイレ・情報施設とか資材置場とかというふうな位置づけの表示となっております。

それでは、その次の尾鷲南防災基地とはどういうものかということの説明させていただきます。

これは、尾鷲市が借地しております防災拠点基地と、それと、災害時には国のほうが整備されます駐車スペース、トイレとか資材置場、これを全部合わせて尾鷲南防災基地というふうな位置づけとなっております。

4ページのほうをお願いします。

この尾鷲市の防災拠点基地は、尾鷲市地域防災計画において、陸路としての受入拠点として位置づけ、自衛隊の野営施設の場所としても活用し、自衛隊の活動拠点となるように定めております。

また、現在策定しております尾鷲市国土強靱化地域計画においても尾鷲南簡易パーキングを含め、尾鷲南防災基地として位置づけを予定しております。

本防災拠点基地は、個人の方の土地を無償で5年間お借りさせていただいて契約を結び、災害時における本市市域並びに市民の生命、身体及び財産の保護や被害を軽減することを目的として活動拠点基地として利用することを目的としております。

さらに、本基地におきましては、小原野地区の近くにございます東紀州広域防災拠点からも熊野尾鷲道路がつながっており、空路から陸路まで一体としての利活用が可能で、この尾鷲市みたいな平地が少ない海岸に面した地形で浸水域が少ない土地が限られているときにおきましては重要な拠点の基地となるというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○濱中委員　これがそういった位置づけになるのであれば、たとえ5年間とはいえ、尾鷲市が借りてそういった計画するのであれば、この部分も都市計画マスタープランへの明記はどうなんですか、必要ないんですか。それこそ、もう地域防災計画には明記されたわけですから、どうなんですか。全然なかったように思うんですけど。

委員長、ごめんなさい。ここに書くことで、言うたら5年後には、それを、例えば尾鷲市は買う予定であるのか、その後、更新がお願いできるのかというあたりも気になるところですし、ある程度これもこういった方向に向かうのかということ、5年で返してしまって、もう国交省のそういう臨時駐車場みたいなだけで終わってしまうのかということも分からないところなので、計画的なことを書かれたほうがよろしいのではないですか、どうですか。

○内山建設課長　この尾鷲市の無償で借地しています防災拠点基地について、取りあえず5か年ということで、ただ、その所有者さんが、やはり何かの事情で返していただきたいとなれば、やっぱり返す必要がございます。そういうふうなことで、なかなかこの都市計画マスタープランに、この防災拠点基地と位置づけるのはちょっとそぐわないのかなと。地域防災計画のほうへの位置づけということはされていますので、そちらのほうでの御理解をお願いしたいと思います。

○野田委員　これ、今、濱中さんの関連というか、ちょっと、これ、個人の方の土地を無償で5年間、そんなところで防災拠点基地なんかしていいのかなという気がするんですけども、どうなの……。これ、土地契約、借用契約、使用貸借契約を結んで、更地を結ぶということですよ、5年間で。その後、いや、これを買うてくれとかそういうことはならないんですか、使用料を払ってくれとかという。そうしたら、そこでどのような形……。更地の状態でずっとおるのかどうか分かりませんが、こういう防災用の何かを入れる施設を造るとかした場合に、これを、どうです、この先をどのように考えますか。

○南委員長　課長、いろんな考え方があるわけなんですけれども、現実として、個人の方の御好意には、尾鷲市として感謝しなければいけないと思いますので、そこら辺のあたりを勘案して質疑をしていただきたいと思います。

答弁、お願いします。

○内山建設課長　この土地につきましては、そういうふうな上物は建てる計画ございません。これは自衛隊の野営としての活動拠点としてというふうな位置づけをしておりますので、やはり熊野尾鷲道路がつながることによって広域的に利活用で

きると。先ほど説明させていただいたとおり、小原野地区の広域拠点の空路からこちらの陸路へつながっていますよというふうな、こういうふうな有効活用していきたいというふうに思っております。

○野田委員　5年間という縛りがあるじゃないですか、5年間という。その後どうするんだという。本当にこれが拠点になった場合に市としてそれを購入するのか分からんけど、この5年間だけでいいんですか。

○加藤市長　今回、この南インターのこの改造計画というんですか、この防災拠点基地というような形であれするためには、やはり国土交通省は国土交通省できちんとやっていただけると。しかし、その周りの分についても何とか尾鷲市のほうでお借りできないかと、それも無償でということを実際お願いに上がりました。基本的には快くお引受けしていただきました。本当にありがたい話だと思っております。

その中で、何でもかんでも使うんじゃないしに、その方がおっしゃっているのは、防災とかそういったものに関係のあるような形でやっていただけるとありがたいですねというようなことで。また、それについての基本的には、我々としては土地を無償で借りるんですから、やはり相手様の御意向もきちんと聞かなきゃならないし。しかし、今回、防災拠点の中の防災拠点基地として我々は使わせていただくというところまで一応御了解いただいたと。

それで、期間が5年間というのは、相手様の取りあえずのところは、今、5年間だけという形なので、それじゃ、5年間だけでもお借りさせていただきますというそういう話になっている。

今後の話については、ちょっと分かりません。だから、それが必要であれば、さっきありました買い受けるということもあるでしょうし、これは仮定の話ですのでちょっとはっきりしたことは申し上げられませんが、現状ではこういう形で進めさせていただきたいと思っております。

○野田委員　この個人の方のそういう誠意は非常にうれしいことだと思います。ただ、行政として、こういう形で個人の方のを無償でお借りするというだけの考え方のスタンスでいいのかというところに僕は大きな疑問を感じるんですが、いかがですか、これ。

○加藤市長　今回は、我々としても、要するに、この土地を全体的にどう使おうかというような話についても国土交通省のほうに結構お願いも上がったんですけども、あくまでも今回はこの個人の方の御好意なんです。御好意を我々は、ありがとうございますというそういう気持ちの中で有効利用させていただきますと。それ

で、そのための防災という縛り、縛りというかその用途の中で考えさせていただいたのが、お示しした内容でございます。

○奥田委員　いや、今、市長がちょっとむきになったのを聞いていてね、市長は、何か隠そうとかごまかそうとするときに、それになるんですよ。やっぱり約4年間見ていて、大体、性格分かってきました。こう、決まっていなかったって言いながら、買い受けることもあり得るんだと。それっぽくことをぼろぼろと言う。それが、僕、本音じゃないかなと思うね、今、聞いていて思ったんですよ。最後でむきになりましたでしょう。だから、市長、そうなんですわな。ごまかそうとするときに、すると、ぱっとむきになるんですよ、語気を強めてね。だもんでね、このね、いや、いろんなこと言うやないですか、ただほど怖いものないでと。ただほど怖いものないでと。僕は、もう母親からよう言われたんやけどね。ただほど怖いものないぞと。後でえらい目に遭うことがあるぞと。

それで、御好意が、御好意だと言いながら、今、市長が買い受けることもあり得るんだということが、僕は、ぼそっと、今、あっと思ったんやけれども。これ、契約は尾鷲市がやるんでしょう。国交省がやってくれるんならいいですよ、これね。尾鷲市がやるんですよ。そうなったときに、これ、5年たって防災拠点として、もう基地として機能しておるときに、もうそれは、はい、5年たったんでやめてくださいというわけにいかないですよ、これ。これ、ずっと使っておって、資材置場もあり、これ、休憩施設もあって、これ、国交省がやるわけでしょう、これ。そのところの奥に防災拠点で尾鷲市が、幾ら御好意なんですという名目でやって、防災拠点基地ということで位置づけてやっているときに、5年たって、無償だったので、今度これ買い受けなあかんですってなったときに、もう当然そういう話になるんでしょう。そうなったときに、もう結構ですというわけにはなかなかいかないと思うんですよ、これ、実際問題。だから、僕はちょっと今、市長の本当の言い方、やっぱり5年後に買い受けるという何かそういうふうな話があるんじゃないかなとちょっとどうしても勘ぐってしまうんですよ。だもんで、やっぱりちょっとその辺のところをはっきりしてもらわないと、これ、本当に、これ、買うとなると相当な金額だもね、これ。どのぐらいかかるか分からんけれども。でも、5年後、もう。そうやないですか、もうずっと動いてしまうと、それをやめるってわけにいかないじゃないですか。だって、いろんな事業もそうでしょう。補助金をもらって、県や国から補助金をもらってスタートしたものって、補助金が切れたからといって、それ、やめるわけにいかないじゃないですか。やめている事業あります。ほとんどな

いですよ。ずーっとそれを、補助金が切れたら後は尾鷲市が単費でやって、それで苦しくなっているという事業、結構あるでしょう、課長。そんな事業、多くない。そうでしょう。そうやもんで、その辺のところをね。いや、野田さんが言われた、僕、そのとおりに思うんやけど。ただで5年貸してくれるでいいやないかって言って5年間行って、5年で終わるか。僕は終わらないような気がするし。やっぱり市長として、これ、5年後に買い受けますよというような約束をしているんじゃないかなというふうにどうしても勘ぐってしまうもんで、ちょっとこの辺のところは、もう選挙もあるし、市長、選挙が終わってからのしてくださいよ、もう。選挙、終わってからのしませんか、もう。もう選挙があるんですから、もうこういうのをやらず、取りあえず資材置場とかこういうところの、国交省のところは整備してもらって、この契約を結ぶのは、もう選挙が終わってからのしてくださいよ。これ、大変なお荷物になるかもしれません。お荷物って言ったらかんけれども、財政難のところ、これ、また5年後買えって言われて、吹っかけられる可能性だってあるわけじゃないですか、5年間も無料で貸したんだから。僕だったら言いますよ、5年無料で貸したんだ。僕だったらね。

(「貸主に失礼やろう」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 失礼かもしれんけれども。

(「言ったらあかん、そんなこと」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 でも、5年の今の市長の話聞いてって、あっ、僕は、これは5年後、買い受ける約束しておるなというような印象を覚えたもんで、どうしても。ちょっと、そこは……。

○南委員長 奥田委員さんは憶測で話をしておりますけれどもね。

○奥田委員 いや、だから、でも、これ、危険ですよ、議会としても。

○南委員長 やはり、相手の好意はね、やはり僕は。

○奥田委員 好意は好意やけれども。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○南委員長 謙虚に受け止めなあかんと思いますよ。

○奥田委員 それ、そうやけど、5年後、これ、返すこと、できます。5年後、買わないかんですよ、これ。

(「当時、話を聞いたもんでちょっと言わせてください」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 5年後、買えるんですか、尾鷲市が。

○高村委員 この当時、たしか8,000平米、国交省は、高速に関係するところ

を余分買ったというのを聞いていました。8,000平米。それは、国交省の土地、これ、全部ですか。それとも、どこまでトイレのスペースと資材置場なんか分かります、国交省の持ち物というのは。

○内山建設課長 2ページをお願いします。駐車スペース、それから、道路休憩施設など、資材置場、この青い線で囲まれたところ、ここが国土交通省が取得している土地です。黄色い部分、ここが借地する部分です。

○高村委員 それで、この話は国交省から来たの、話は。

(「国交省が契約したんや」と呼ぶ者あり)

○高村委員 来たの。話、持ってきたのは、どこから持ってきたの。

(「国交省が契約しておるよ」と呼ぶ者あり)

○内山建設課長 国と地元で一体的に整備、この災害時に整備をしましょうというふうなことで、それを位置づけが尾鷲南防災基地ということで、共に連携してやっていこうというふうな話です。

○高村委員 ちょっと僕の聞いておるのは分からんか。国交省が話した国交省の土地だけで問題は解決すりゃいいけど、その個人のことも入れて話すると、ちょっと分からんのさね。

どういう話だったの。個人の人も入って話しておるの、これは。

(「国交省と市長、いろいろ話したんやろう、県も通じて」と呼ぶ者あり)

○内山建設課長 貸してくれる方にも、そういうふうな話はちゃんとしております。それで、防災上の使用だけでという目的というふうなことでの借地というふうになっております。

○高村委員 ただ、市がこれだけ必要やと、貸してくれって持っていったんやね。違うのかい。ちょっと違うって、おかしいやないか、それが。

(「国交省がやりゃええ、そんなのやったら。この人との契約、国交省で」と呼ぶ者あり)

○南委員長 明確に答弁だけは求めます。

○高村委員 個人相手に市はしたのかと。

○加藤市長 全体的なこの土地の有効活用ということで、国交省が、さっき課長が示したように、こういうところは整備しましょうと、全体的なあれについては尾鷲市で考えてくれませんか、それをトータルで一緒に考えていきましようやというふうな話の中で、それで、この持ち主の方にお借りできないかと、無償でお借りできないかというような話を持っていったというところでございます。

○南委員長 契約は、もう済ましておるんですか、市長。
(「まだでしょう」と呼ぶ者あり)

○内山建設課長 契約、済ましております。
(「えっ、したの」と呼ぶ者あり)

○南委員長 奥田さん、これこそ執行権ですわ。議会の議決を、僕は、こんなことで議決権じゃなくて、執行権の範疇です、これは。

○奥田委員 執行権の範疇かもしれんけどね。

○南委員長 執行権の範疇や、これは。

○奥田委員 こんなもの、議会にも何にも言わんと、執行権の濫用ですよ、こんなのは。

ちょっとえらいで、これは。だって、どうしても、これ、自衛隊とかのあれで拠点として活動基地として要するというんやったら、国交省に契約してもらったらええじゃないですか、尾鷲市が5年と言って、5年で無償ということをやると、やっぱりさっきの聞いておったように、やっぱり5年後に買わないかんという、もう、いや、これは。

○南委員長 奥田委員さんが言われるように、僕は執行権の範疇だと判断をしておりますけれども、ただ、委員会へも、やっぱり一度も説明がない、今日というのは、それはあなたたちの怠慢ですよ、本当の話。

○奥田委員 そうや、議会をなめていますよ。

○南委員長 当然、最後で指摘しようかなと思うておったのですけれども、やはりあまりに、議決権は要らないからいいよじゃなしに、やっぱりもっと情報を開示して、こういったことは議会へもう相談、報告すべきだと僕は思いますけれども、そこら辺はちょっと、この頃怠っておることは多いですよ、本当の話。

なぜ、委員会のほうへも報告しなかったの、それやったら。そんな話になってしまいますで、やはり。あまりにも乱暴過ぎます。

よろしいですか。

○村田議長 個人の土地を無償提供でお借りをしたということについて、この議事に言わなかった言ったということなんですけれども、それはそれで執行部に申し上げることは委員長から申し上げていただきましたからそれはそれとして、私は、先ほどの5年間無償で貸したんだから、これ、高い金で買えというような言葉がありました。これは、やっぱり議事録から削除していただきたい。じゃないと、あれですよ。

(「ちゃんと書くべき」と呼ぶ者あり)

○村田議長 人が発言しておるのでしょうか。

貸主に本当に失礼ですよ、これはね。

この防災拠点基地についても、5年したら買うのかどうかという議論がありましたけれども、それは国交省入れての、この、こういう構想を書いたんでしょう、これも含めて。市が単独に防災拠点基地をやったわけじゃないんでしょう。国交省と考えを詰めてやったんでしょう。その結果、契約は尾鷲市と貸主とやったというだけで。5年間のうちに国交省ともいろいろ話をして、そこまで持ってきたんだから。最終的には国交省に用地の買収をしてもらおうとかそういった方法も5年間には生まれると思うんですね。ですから、今ここで借りたから、私は特に問題はないんであろうなど。

ちょっとやっぱりあまりうがった考えで、議論を進めるといのは危険かなと思いますので、委員長、その辺のところは、やっぱり各委員さんにも心得てもらわなきゃいかんと思いますね。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○村田議長 ちょっと待ってください。まだ話しているんですよ。

落ち着け、ちょっと。こっちが話してから。

(発言する者あり)

○村田議長 人が話しておるのに。

○奥田委員 どうぞ。

○村田議長 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○奥田委員 ○○○○○○○○○○○

○村田議長 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○奥田委員 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○南委員長 ○○○○○○○○○○○○○

○奥田委員 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○村田議長 ○○○○○○○○

○南委員長 ○○○○○○○○○○○○○

○奥田委員 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○

○村田議長 ○○○○○○○

○南委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時57分)

(再開 午後 3時09分)

○南委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○奥田委員 先ほど議長のほうから、これ、5年も前から話があったんやろうと、それで、きちんと説明したらどうだやという話がありましたけど、議長はこれ、知っていたんですか。

○村田議長 答える必要、あるんですか。

○南委員長 それは、もう議長の判断でお任せします。

○村田議長 知りません。

○奥田委員 知りませんということですか。今、知りませんって聞こえましたけど。

○村田議長 知りませんの知りませんです。

○奥田委員 知りませんの知りませんですか。

○村田議長 はい。

○奥田委員 そうなんですか。それなのに、5年も前から話があったんやろう、ちゃんと答えよというふうに言えるんですね。非常に不思議ですね。

○南委員長 よろしいですか。

○奥田委員 すみません。

それで、これ、もう契約が終わったって、これ、言われました。契約って、いつしたんですか。

○内山建設課長 去年の8月です。

○奥田委員 えっ、去年の8月。

議会は、もう……。8月何日ですか、ちなみに。

○内山建設課長 8月26日だったと思います。

○奥田委員 それを、これ、議会に報告しなくてもいいというふうに判断したのは、どういうふうな理由なんですか。先ほど、どうなんですか。確かに防災拠点の話は以前からありましたよね、この国交省の土地があるんやったら、道の駅構想もあるし、今でも生きているって話ですよ。そういう話があって、防災拠点どうなんですかって話もございました。それで、8月26日に、この国交省の土地を、資材置場で駐車スペースもつくって道路休憩施設とトイレとか情報施設をつくるということがあって、そのお隣に、個人の土地を5年間、防災拠点基地として借りると。

非常に重要なあれですね。それを8月26日に契約されて、これまで一般質問も幾つかあったと思うんですけどね、いろいろ。いろんな道の駅の話もあったしいろんなことがあったと思うんですけど、それを今日の今日まで言わなかった、今日言えればいいという、そのような判断をされた理由は何ですか。

○内山建設課長　　まず、この尾鷲南防災基地につきましては、国がそういうふうな施設を整備していただいて、それで、地元と一緒にこういうふうな防災拠点基地をやっつけようというふうなことで、尾鷲市がその土地の契約を結ぶ方向で、いろいろ協議を進めておりました。

それで、8月に、こういうふうな土地を無償で貸してください、利用としては防災施設の防災の拠点としての自衛隊活動の拠点としての利用ということを目的としていますのでということで話をしまして、それで国といろいろ協議をしてくる中でこの3月になったというふうに理解をお願いします。

○奥田委員　　いや、理解をお願いしますと言ったって、8月26日に契約して、今まで言う必要もないって考えていたわけでしょう。それはなぜなんですか。

○内山建設課長　　先ほどと同じ回答になるんですけども、国と協議をした中でこの時点になったと御理解ください。

○奥田委員　　国と協議して、ずっと協議、さっきも5年という、議長のほうから話がありましたけど、5年も話をしてきて、そして、8月26日、去年、契約されたんでしょう。されたんでしょう。だから、それまでの経緯も知らないけど、僕らは。でも、契約したということは、これ、国交省だけでやらせるってわけに、尾鷲市も絡むというのは、それは分かります。でも、非常に重要な情報ですよ、これ、非常に大事な情報じゃないですか。違いますか。それをもう半年以上も過ぎて今頃こういうことを言われるという理由を僕は聞いているんです。

○下村副市長　　この尾鷲南簡易パーキングの話につきましては、従前から国交省に何らかの形でというお願いをしておる中で、国交省のほうとしても予算取りの兼ね合いがあると思います。そういった中で、今回、2ページのほうに示させていただきましたポンチ絵程度のものしか出せませんが、国交省のほうから、もう発表してもいいですよというゴーサインが出たのがこの3月になってからということでございます。

○奥田委員　　じゃ、国交省からのゴーサインがない限り、この尾鷲市が、これを契約した、防災拠点基地としてするということを言っただけいけないということなんですか。

○下村副市長　あくまでも、この黄色の防災拠点というのは土地だけで、構造物を造るわけではございません。駐車スペース、道路休憩施設等について、構造物、いわゆる建物が建てていただく全てのものが国交省で整備していただくということでございます。本市として協力できることとしては、この防災拠点基地になるこの土地を何とか無償で借り入れてもらえないかというようなお話の中で進んだ事業でございます。

○奥田委員　あまりしつこく言いませんけど、いや、僕は、半年以上も契約していて、半年以上過ぎたということの理由を聞いているんだけど全然答えてくれないんであれなんですけど。これ、やっぱり、こういう非常に大事なことを勝手に、執行権の。先ほど申し上げた執行権の範疇という、範疇なんだろうけれども、僕は、これは、もう、5年のことを考えたら、どうなるか、これ、あれですけども、僕は、これ、買い受ける話になってくるんじゃないかなという気がするんやけれども、非常に大きな問題だし、防災拠点ということであるならもっと早く発表するべきだと思うし、非常にこの契約、8月26日の契約というのは、リニアックの件もありましたけど、予算もまだ認められていないのに、もう契約まで行っているという、非常に執行権の濫用というか、そんな気がしてならないですけどね、僕は。そう思いませんか、市長。

○加藤市長　そもそも、今回は、前々から簡易パーキングというのは、もうずっと前から要望はしていたというような話の中で、国交省としても、要するに、南インターのこの場所を何とか防災基地的なものにしましょうということは国交省の範疇の中でやっていただけると。その中で、この地において、やっぱり尾鷲市も協力しながらやっていかなきゃならないと。そうすると、ここの、今は防災拠点基地という形でお示ししておりますけれども、ここについては、やっぱり、ここだけでやっぱりある程度の整備をしなければならぬから、整備するに当たって、要は、尾鷲市のほうでこの個人の方に何とか尾鷲市で借用していただいけませんかということで、それで、尾鷲市としては、要は個人の方に無償で貸していただいけませんかというような話で、はい、結構ですよというような話をいただいて、その後、出てきたのは、先方様から、要するに、あまり土地をどうのこうのするのでない、いろんなものに使ってもらっても困るから、防災の用途でお使いいただいたら結構ですよ。今後どうなるか分かんないから、まずは5年間の契約をしましょうということ、まずそういう話があった。

その中で、国交省のほうも具体的なそういうものが出てきて、それを、それじゃ、

この辺のところは先方さんもきちんとそういうあれだったら、防災基地として全体的にこの場所を尾鷲市と国交省との協力で防災基地にしたらいいかということが、最後の、このさっき副市長が申しあげましたように3月の予算取りの案についてオーケーが出たというような話でございます。

○南委員長　　これ、広さ、どれだけあるの。無償で借りたところの場所の広さ。

○内山建設課長　　約2万平米です。

（「すげえ額やな」と呼ぶ者あり）

○高村委員　　私なりに感じたことは、やはり尾鷲のためになるもんやとかええもんだったら、そんな8月に調印するまでに何らかのことを議会に言って、やっぱりこういういいものですからって胸を張って発言したらみんな賛成しますよ。それを黙っておるということは何かあると僕ら素人は考えるんですよ。おかしいことはおかしいと言って聞かなあかんじゃないですか、議員やもんで、みんな。それ、なけりゃ、ここの尾鷲のまちは、ええならへんで。基本に戻って、隠れて隠れて何やかんや、5年間ただで借りる。その後まで考えんと、わしら、死ぬにも死ねんわい。絶対生きて、正体見たろうと思ってしまうわい。それでなけりゃ、安心できん、病気になるもね。ほんまに汗ばっかり出てくる、今日は。そうやで……。

○南委員長　　まだありますか、野田委員。

（「ちょっと整理だけ」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ちょっと待って。

○高村委員　　そうやで、やっぱり議会をなめたらというか、なめていないと言われるか知らんけど、こういうことはなめた証拠になるんです、言わないのは。やっぱり委員長も知らんということは、委員会をなめられておるんですよ、本当に。それだけは、きちっと言うておきます。ほかの人も言うてやって。

○野田委員　　防災拠点基地という分については、尾鷲市の防災のビジョンというか考え方でやっていくということは大事なことだと思っています。ただ、個人の方の土地を無償で5年間というところに違和感というか感じてしまう。

それで、今言ったように誠意でしていただくって、それはうれしいことです。いいことだと思う。ただ、やっぱりいろんなケースを考えていかなければならない中で、無償5年間の後、どないなるんやとか、今後どうするんやとか、どのように持ち主さんと交渉していくんかとか、やっぱりあらゆることが想定できる中はやっぱり想定していくのが行政であって、行政が個人の方とこういう契約ということは僕はちょっといかなものかと思っています。誠意は非常にうれしいことですがけれど

も、取組姿勢です。それだけちょっと言うておきます。

以上です。

- 南委員長　今回の初めての委員会への報告となった尾鷲南パーキングのことな
んですけれども、昨年8月26日に既に契約を済ませているということで、恐ら
く副市長が言われたように、国交省の関係上、今日に至ったのが事実だと思います。
しかし、せっかくいいことをする方向でいるのに、僕は、国交省のこういった関
連が話合いがあったんかも知らないんですけど、もうできたら早めに委員会のほう
へも御相談、御報告してほしかったなという思いがしておりますので、今後におい
ては、ぜひとも説明、報告説明は、これからも、隠すんじゃないんですけれども、
相談ぐらいはしてほしかったなと思っております。

（「もうちょっと厳しく言うていったらいいんです」と呼ぶ者あり）

- 南委員長　いえいえ。

（「駄目だよ。何回も、今回だけじゃないんだ」と呼ぶ者あり）

- 南委員長　そういったことをございますので、ただ、5年間無償で貸していた
だけの地権者の方には心から感謝をいたしたいと思っておりますので、今後、より一層防
災の強化になるように努力をしていただきたいと思っております。

これで建設課の審査は終わります。

また、先ほど、委員会の開催中に不適切と思われるような発言があったかと思
いますけれども、テープを聞いた上で委員長のほうで判断して削除させていただきます
ので、よろしく願いいたします。

これにて終わります。

（午後 3時24分 閉会）